

スペシャル サポート ガイドブック 2024

発達が気になるお子さんを育てるご家族のために…



飯塚市は共生
社会ホストタ
ウンに登録さ
れています。

飯塚市



はじめに

Special Support Guidebook

このガイドブックは、障がいのある
お子さんへの支援制度を中心にまとめています。

お子さんの成長に不安を感じた時などに、
このガイドブックを読んでいただくことで、
また一步、子育てに向き合う手助けに
少しでもなればと願っています。

「障がい」の表記について

本市では、障がい者の基本的人権を尊重し、心のバリアフリーを推進する観点から、原則として「障害」を「障がい」と表記していますが、法令・条例や制度の名称、施設・法人、団体等の固有名詞が「障害」となっている場合については、そのまま「障害」と表記しています。



もくじ

1	お子さんの発育や発達に不安を感じたら…	どこに、なにを相談したらいいんだろう？	p.1
		・市の相談窓口 …… p.1	・障がい児相談支援事業所 …… p.3
		・障がい者基幹相談支援センター …… p.2	・教育に関する相談 …… p.4
2	ライフステージ～乳幼児期から青年期まで～	乳幼児期から青年期までの大まかな流れ	p.5
3	障がい者手帳の種類・交付手続きについて	どうして手帳が必要なの？	p.7
		・手帳の種類 …… p.7	・障がいの特性 …… p.11
		・手帳の交付手続き …… p.9	
4	お子さんが受けられる支援	支援メニューと施設や団体のご紹介	p.12
		・受給者証取得までの流れ …… p.13	・児童発達・放課後等デイ …… p.17
		・受けられる支援の種類 …… p.15	・訪問看護 …… p.30
5	補装具の購入や住宅の改修をする場合	どんなサポートが受けられるんだろう？	p.31
		・補装具の購入 …… p.31	・住宅の補修 …… p.33
6	医療費のこと	高額な医療費が心配です	p.34
		・小児世帯慢性疾患、難病等 …… p.34	・育成医療等 …… p.35
7	手当などについて	サポートするご家族へ伝えたい情報	p.37
		・特別児童扶養手当等 …… p.37	・特別障がい者手当等 …… p.38
8	日々の生活の中での免除や割引など	意外に知られていない割引や免除	p.39
		・所得税・自動車税等 …… p.39	・公共交通機関等 …… p.41
9	ライフステージに合った支援について	この先、どんな道を進んでいくんだろう？	p.44
		・乳幼児期 …… p.44	・小中学校等 …… p.47
		・学齢期 …… p.45	・青年期 …… p.54
10	当事者や家族の会などの情報	同じ境遇のご家族に会って話がしたい	p.56
11	先輩ママからのメッセージ	どんな風に育てているのか知りたい…	p.62

お子さんの発育や発達に不安を感じたら…

※ここに掲載している相談はすべて無料です。



「なかなか首がすわらない」「視線があわない」「ことばが遅い」「うちの子だけ周りと違うような気がする…」と、子どもの成長につれて、だんだんと不安が増えますよね。
そんな時は、ひとりだけで抱え込まずに、さまざまな相談機関などを使って、不安や悩みを解消しましょう。小さなことで、まずは相談してみませんか？

市の相談窓口・相談機関

■ 飯塚市役所 受付時間/月～金 午前8時30分～午後5時15分

飯塚市へのご相談は下記窓口までご連絡ください。相談内容に応じて、担当部署へご案内します。

本 庁	新立岩5番5号	☎ 0948-22-5500 (代表)
穂波支所	忠隈523番地	☎ 0948-22-0380 (代表)
筑穂支所	長尾1242番地1	☎ 0948-72-1100 (代表)
庄内支所	綱分802番地7	☎ 0948-82-1200 (代表)
額田支所	鹿毛馬2333番地4	☎ 0948-92-2211 (代表)

■ こども家庭センター

妊娠期から子育て期まで切れ目なく、ご家族がすこやかに安心して過ごせるように保健師が、様々な相談に対応していきます。必要に応じて医療、福祉等の関係機関と連携しながら支援を行い、相談に対する必要なアドバイスや支援サービス等の紹介を行います。

乳幼児のこころ、ことばや運動の発達についての相談を開催しています。(※予約が必要です)

ご心配なこと等ありましたら、お気軽にご相談ください。

受付時間/月～金 午前8時30分～午後5時15分

問い合わせ先 こども家庭課 母子保健係 (本庁1階)

☎ 0948-43-3305(直通) fax 0948-21-9508
E-mail : kodomokatei@city.iizuka.lg.jp

● 子どもなんでも相談

子どもの発達や子育てに関する不安などの相談、また子どもの各種手続きに関する相談を行います。

問い合わせ先 こども家庭課 家庭児童相談室

☎ 0948-26-7733(直通) fax 0948-21-9508
E-mail : kodomokatei@city.iizuka.lg.jp

● 障がい者支援に関する相談

障がい者手帳やサービスに関する相談や各種手続きを行います。

問い合わせ先 社会・障がい者福祉課

☎ 0948-22-5500 (内1151・1152、1156・1157)
fax 0948-21-6356 E-mail : shakai@city.iizuka.lg.jp

■ 飯塚市・嘉麻市・桂川町障がい者基幹相談支援センター

障がいのことや福祉サービスの利用など、さまざまな相談を受ける地域の総合相談窓口です。相談の内容に応じて、適切な関係機関への紹介も行っています。どなたでも相談できますので、お気軽にお問い合わせください。

受付時間/月～金 午前8時30分～午後5時15分

問い合わせ先 穂波支所4階 (飯塚市忠隈 523)

☎ 0948-43-4006(直通) E-mail : soudan@iikk-kikan.jp



■ こども発達療育センター テコテコ内 相談部門 トントン

発達障がい児等を対象とした療育面における相談支援を行います。

受付時間/月～金 午前9時～午後5時30分

問い合わせ先 飯塚市口原 1061-6

☎ 0948-96-8278(直通) E-mail : info@teco-teco.net



■ 福岡県発達障がい者支援センター (筑豊地域) ゆう・もあ

福岡県では、発達、障がいに関する専門的な支援を行う拠点として、各地域に発達障がい者支援センターを設置し、特性に応じた関わり方・家庭での訓練方法についての助言・指導、普及啓発などを関係機関と連携して行っています。ゆう・もあでは、発達障がいがある方、あることが疑われる方やその家族、発達障がいに関わる支援者・関係機関へのサポートを行います。

相談は無料で、予約制です。

受付時間/月・火・水・木・金・土 午前9時～午後6時

問い合わせ先 福岡県発達障がい者支援センター (筑豊地域)

ゆう・もあ (田川市夏吉 4205-7)

☎ 0947-46-9505 E-mail : yumoa2@houtokukai.com



飯塚圏域指定障がい児相談支援事業所一覧 (令和6年2月1日現在)

障がいのことや福祉サービス利用のこと、利用できる施設の紹介などの相談を行います。またサービスを利用する場合は、計画書の作成を行います。

事業所名称	〒	住所	電話番号	FAX番号
1 障害者相談支援サービス ウイング飯塚	820-0067	飯塚市秋松349番地7	0948-43-4464	0948-43-4474
2 もみの木 相談支援センター	820-0004	飯塚市若菜256-77	0948-26-8338	0948-26-8337
3 指定特定相談支援事業所 大地の森	820-1113	飯塚市佐與1497番地2	0948-92-5055	0948-92-5085
4 ケアプランサービス みかん	820-0044	飯塚市横田66-5三木ビル3F	0948-21-6432	0948-21-6433
5 相談支援センター パーソナルプラン	820-0051	飯塚市庄司97-1	0948-43-9546	0948-43-9547
6 相談支援センター Lead	820-0083	飯塚市若菜259-81 E号	070-4795-6840	0948-26-7512
7 障がい者相談支援センター はくりゆう園	820-0101	飯塚市綱分192-1	0948-82-2420	0948-82-3486
8 相談支援センター ひばり	820-0111	飯塚市有安1025-7	0948-43-3428	0948-43-3429
9 相談支援センター あんだんて	820-0040	飯塚市吉原町1-19	0948-22-7110	0948-22-7130
10 相談支援サービス コネクトプラン	820-0074	飯塚市枝国495-16 千福コーポ502号	090-9850-6067	
11 プランニングッド	820-0001	飯塚市鯉田64-1	0948-29-4112	0948-29-4144
12 相談支援センター にじいろsmile	820-0089	飯塚市小正167-3	0948-43-8211	0948-43-8271
13 COMPASSサポート飯塚	820-0081	飯塚市枝国501-10	0948-52-6838	0948-52-6867
14 相談支援センター りんりん	820-0703	飯塚市北古賀809-3	0948-43-9887	0948-43-9888
15 相談支援センター てとて	820-0011	飯塚市柏の森2080-3	0948-24-1911	0948-24-1912
16 相談支援事業所メディカルセンター	820-0065	飯塚市中825	0948-52-8101	0948-24-8842
17 あどけあ福祉相談所	820-0112	飯塚市有井334番地1	0948-52-3909	050-3730-9912
18 障がい者相談支援センター さんあいサポート	820-0205	嘉麻市岩崎1373-2	0948-83-8288	0948-83-8222
19 相談支援センター ところ	820-0501	嘉麻市飯田396-3	090-1341-1595	0948-62-4888
20 障がい者生活支援センター 誠心園	820-0203	嘉麻市平54	0948-20-5090	0948-20-5091
21 心結相談支援サービス	820-0301	嘉麻市牛隈2130-16 第1ファミール大隈601号	0948-43-4454	0948-43-4447
22 相談支援センター りはなす	820-0608	桂川町豆田404-1	0948-52-3258	0948-52-3228

子育て支援センター

開所日時/月～土(日・祝日以外) 午前8時30分～午後5時
※街なか子育てひろばは、毎日開所(12/31～1/31を除く)

子育てに関する相談、育児情報の提供なども行っています。毎月、専門家を招いて子どもの発達相談(無料)を行っているセンターもあります。市のホームページの「子育て支援センターイベント」で確認ができます。お気軽にお問い合わせください。

街なか子育てひろば	本町 11-10 (よかもん通り)	☎ & fax 0948-22-3809
筑穂子育て支援センター	長尾 1242-1 (筑穂支所内)	☎ & fax 0948-72-2970
庄内子育て支援センター	綱分 791-4 (庄内図書館横)	☎ & fax 0948-82-0089
穎田子育て支援センター	勢田 1101 番地 (穎田高齢者福祉センター内)	☎ & fax HPをご確認ください
穂波子育て支援センター	秋松 408 (穂波交流センター)	☎ & fax 0948-21-0066

教育に関する相談窓口・相談機関

■ 飯塚市就学相談会

毎年7月頃、翌年度に小学校等への入学を予定しているお子さんの保護者を対象に、お子さんの成長や発達への不安・悩みをお聞きし、就学について必要な情報の提供を行います。

● 受付時間 月～金 午前8時30分～午後5時15分

問い合わせ先 飯塚市役所 本庁6階 学校教育課
☎ 0948-22-5500(内線1626) fax 0948-29-5440

■ 福岡県教育センター 特別支援教育班

障がいのある子どもへの指導・支援に関する相談を受け付けています。詳しくは、右記の二次元バーコードによりウェブサイトをご覧ください。

● 受付時間
月～金曜日(祝日及び12/29～1/3を除く)
午前9時～午後5時(来所相談は午後4時まで)



福岡県教育センター
教育相談ページ

問い合わせ先 福岡県教育センター (糟屋郡篠栗町高田 268)
☎ 092-947-1923(教育相談専用)
E-mail: tokushi@educ.pref.fukuoka.jp(教育相談専用)

特別支援学校の教育相談

乳幼児、小中学校、高等学校に在籍する障がいのあるお子さんの保護者や担当する教職員などに対し、必要な助言・援助を行っています。

飯塚市近郊の特別支援学校	幼	小	中	高	連絡先
福岡県立嘉穂特別支援学校		●	●		☎ 0948-42-1511 fax 0948-42-4508
福岡県立直方特別支援学校		●	●	●	☎ 0949-24-5570 fax 0949-24-5508
※聴覚障がいの場合のみ	●	●	●		

ライフステージ ～ 乳幼児期から青年期まで～

これから どのような場面で どのような支援を受けながら進んでいくのでしょうか？

お子さんに特別な支援が必要な場合、就園や就学、そして就職など将来について考えると不安がつきないと思います。この先、お子さんがどのような支援を受けることができるのか、成長段階ごとにまとめました。ひとつの大きな流れとして参考にしていただけたら幸いです。



乳幼児期

乳幼児検診 ⇒

(4ヶ月、8ヶ月、1歳6ヶ月、3歳時に実施している)
ことばの教室
あそびの教室など

幼児教育

- ・幼稚園
- ・認定こども園
- ・特別支援学校 ⇒p.44～
(幼稚園)

療育

- ・児童発達支援 ⇒p.17～
(旧・児童デイサービス)
- ・病院リハビリなど ⇒p.26～

保育

- ・保育所(園) ⇒p.44～
- ・認定こども園

・訪問

新生児訪問・赤ちゃんすくすく訪問

学齢期

初等教育

- ・小学校
通常学級
通級指導教室
特別支援学級 ⇒p.47～
- ・特別支援学校 (小学部) ⇒p.49～

療育・支援サービス

- ・放課後等
デイサービス ⇒p.17～
- ・病院リハビリなど ⇒p.26～

前期中等教育

- ・中学校
通常学級
通級指導教室
特別支援学級 ⇒p.47～
- ・特別支援学校 (中学部) ⇒p.49～

青年期

高等教育

- ・大学
- ・専門学校など ⇒p.54～

後期中等教育

- ・高等学校
- ・特別支援学校 (高等部) ⇒p.47～

就労

- ・福祉サービス施設への通所や企業への就職など ⇒p.54～

困ったことや

相談ごとは ⇒p.1～

児童発達支援施設への通所など

その他の支援は ⇒p.12～

個別の教育

支援計画

個別の指導計画

個別の

指導計画

個別の指導計画

個別の指導計画

0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 6歳 | 7歳 | 8歳 | 9歳 | 10歳 | 11歳 | 12歳 | 13歳 | 14歳 | 15歳 | 16歳 | 17歳 | 18歳 | 19歳～

障がい者手帳の種類について

うちの子が
受けられる支援って
どんなものか
あるんだろう？



お子さんに、何かしら特別な支援が必要であるとわかった時、保護者の方のお気持ちはとても複雑だと思います。そのような中で、障がい者手帳の申請をすることに抵抗を感じるかも知れません。しかし、障がい者手帳を取得することによって、お子さんはさまざまな支援を受けることができます。

障がい者手帳とは…

障がい者手帳には、3種類があります。

- ①身体障がい者手帳
- ②療育手帳
- ③精神障がい者保健福祉手帳

この章では、それぞれの手帳の案内をします。



身体障がい者手帳

身体に障がいのある方（または保護者）の申請によって交付されます。障がいの種類や程度により1級（重度）から6級（軽度）まであります。

手帳の対象になるのは、以下の機能にあらわれる障がいです。

- ① 手や足（肢体）
- ② 視覚
- ③ 聴覚または平衡機能
- ④ 音声、言語またはそしゃく
- ⑤ 内臓

心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこうまたは直腸・小腸
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能・肝臓

※障がいによっては、発症から一定の期間を経過しないと認定されないものもあります。
※障がいの部位や程度によっては、一定期間後に再認定が必要となる場合もあり、その場合は再認定の時期が手帳に記載されます。

療育手帳

知的に障がいのある方（または保護者）の申請によって交付されます。障がいの程度により重い方からA判定とB判定があります。療育手帳の交付の際には、保護者の方からの聞き取りと、本人の知能検査を行う「判定」を行います。判定次第では、交付されない場合もあります。

判定結果

A ₁ …最重度	B ₁ …中 度
A ₂ …重 度	B ₂ …軽 度
A ₃ …重度合併	

判定場所

18歳未満の場合

田川児童相談所（田川市弓削田 188）
☎ 0947-42-0499 fax 0947-42-0439

★判定の予約は、田川児童相談所へ

18歳以上の場合

福岡県障がい者更生相談所（春日市原町3丁目1-7）
☎ 092-586-1055 fax 092-586-1065

★判定の予約は、【飯塚市役所 社会・障がい者福祉課もしくは各支所 市民窓口課 0948-22-5500（内線 1151）】へ

精神障がい者保健福祉手帳

精神に障がいのある方（または保護者）の申請によって交付されます。障がいの程度により1級（重度）から3級（軽度）まであります。

手帳の対象となるのは以下の精神疾患です。

統合失調症 そううつ病 非定型精神病 てんかん
中毒性精神病 器質性精神病 その他の精神疾患

※申請は、初診日より6カ月以上経過していれば可能です。
※てんかんについては、薬物によって2年間以上状態が落ち着いている場合は非該当となることもあります。
※精神障がい者保健福祉手帳はすべて有効期限が2年となっているので、定期的に更新が必要です。

障がい者手帳の種類・交付手続きについて

えらくこと
どんな手続きが
いるんだろう？



身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳のすべての手帳の交付申請は、市役所本庁社会・障がい者福祉課または各支所 市民窓口課で受け付けています。

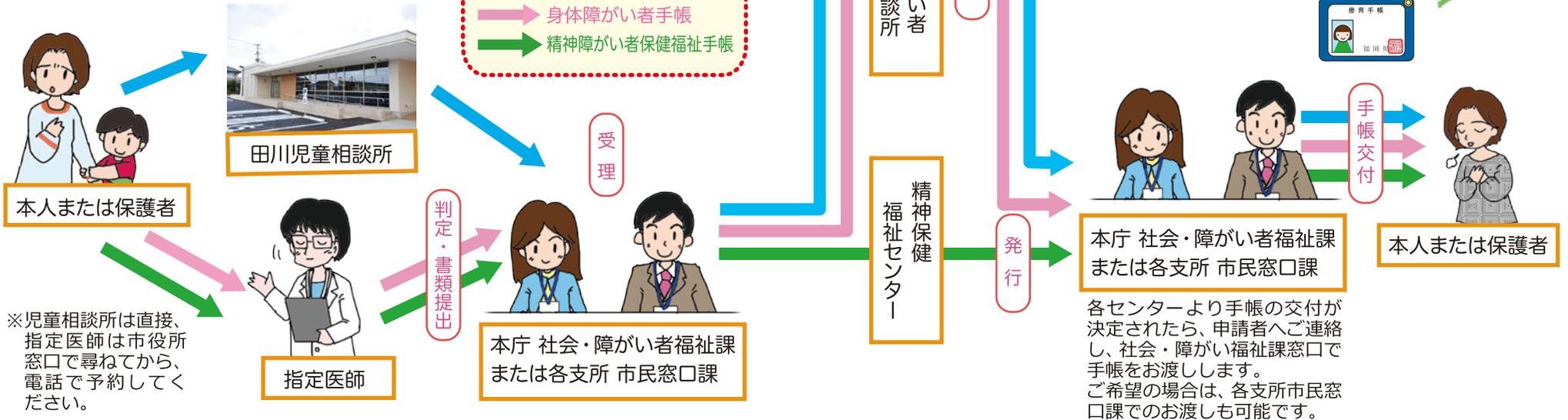
※療育手帳の場合は、児童相談所ですでに判定済みです。

申請する場所・問い合わせ

飯塚市役所 社会・障がい者福祉課 障がい者福祉係
または各支所 市民窓口課

☎ 0948-22-5500 (内線 1151)
fax 0948-21-6356

交付までの流れ



療育手帳

- ① 判定書**
★児童相談所に電話予約してお出かけください。判定のためのテストがあります。テストの後、判定書が渡されます。
- ② 本人の顔写真 1 枚 (縦 4cm× 横 3cm)**
★スナップ写真でも結構ですが、カメラ店等でご準備ください。
- ③ (保護者以外の方が申請する場合は) 印かん**

身体障がい者手帳

- ① 指定医師の診断書・意見書**
★診断書の様式は本庁 社会・障がい者福祉課または各支所市民窓口課の窓口にあります。
★手帳用の診断書を作成できる医師は定められていますので、窓口でお尋ねください。
- ② 本人の顔写真 1 枚 (縦 4cm× 横 3cm)**
★スナップ写真でも結構ですが、カメラ店等でご準備ください。
- ③ 印かん**

精神障がい者保健福祉手帳

- ① 指定医師の診断書・意見書**
★診断書の様式は本庁 社会・障がい者福祉課または各支所市民窓口課の窓口にあります。
★手帳用の診断書を作成できる医師は、定められていますので、窓口でお尋ねください。
- ② 本人の顔写真 1 枚 (縦 4cm× 横 3cm)**
★スナップ写真でも結構ですが、カメラ店等でご準備ください。
- ③ 印かん**

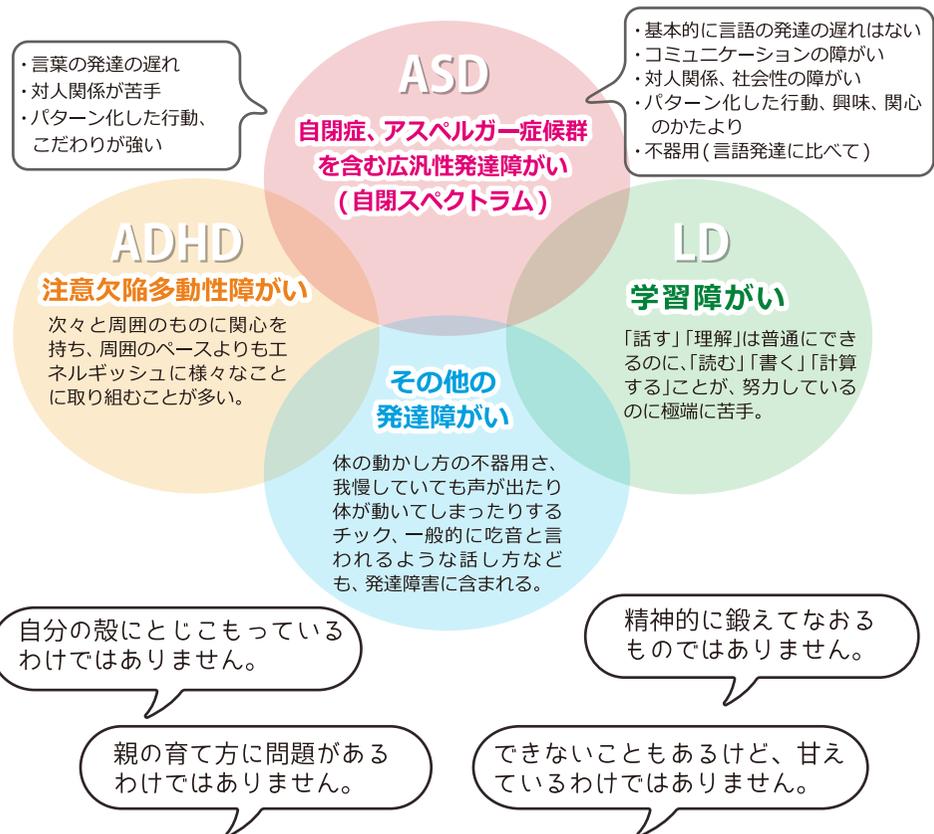
障がい者手帳が交付されると、級数や区分に応じて、福祉サービスや医療費、手当の助成、税金の控除などさまざまな支援が受けられます。次の章からは、受けることのできる支援の内容を紹介します。
※内容によっては所得制限などもありますので、くわしくは各窓口にお問い合わせください。

発達障がい専用の手帳はあるの？

発達障がいは生まれつきの特性で「病気」とは異なります。自閉症スペクトラム症、注意欠陥多動症、学習障がい、チック障がいなどを含む幅広い概念のことで、発達過程やライフステージなどで困りごとや特性が強くなり、初めて分かるケースがほとんどです。その特性から「困った人」と捉えられてしまうこともありますが、その人が「困っている」ことに早く気づき、周りが理解し、一人ひとりに合った対応をすることがとても大切です。

「発達障がい者手帳」というものはありませんが、精神障がい者保健福祉手帳に該当する場合があります。

それぞれの障がいの特性



お子さんが受けられる支援

\\ CHECK /

療育 発達支援

療育は「発達支援」ともいわれ、障がいのある子どもを支援することです。もともとは身体障がいのある子どもに対する支援とされてきましたが、現在は発達障がいや知的障がいなど、全般的な障がいを持つ子どもに対してアプローチします。

■療育の目的

療育の目的は、障がいのある子どもの発達を促し、日常生活や社会生活を円滑に過ごせるようにすることです。将来的に社会的に自立した生活を送れるよう、子どもの障がいの程度や特性に合わせて、さまざまな方法で支援します。児童福祉法では、「心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること」「児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない」との規定されているため、子どもの意思を尊重し、本人の最善の利益を考慮して行われなければなりません。

■療育は子どもに対するアプローチだけではない

療育は子どもの発達・自立支援と同時に、家族への支援も重視しています。子どもを育てているのは家族です。そのため、障がいの特性や段階に応じて「育ち」や「暮らし」を安定させることを基本とした支援を行うことで、子ども本人にも良い影響を与えることが考えられます。保護者は、わが子の成長をいっしょに見守ってくれる専門家がそばにいて安心して子育てに向き合うことができます。

■療育の種類

療育では、子どもの現在の困りごとや発達の状況、障害の特性に応じて、個別の支援計画を作成し、支援を進めていきます。応用行動分析学(ABA)やTEACCH、絵カードを使ったPECS、作業療法(OT)、理学療法(PT)、言語聴覚療法(ST)など、専門的なプログラムのもとで、トレーニングしていくこともできます。

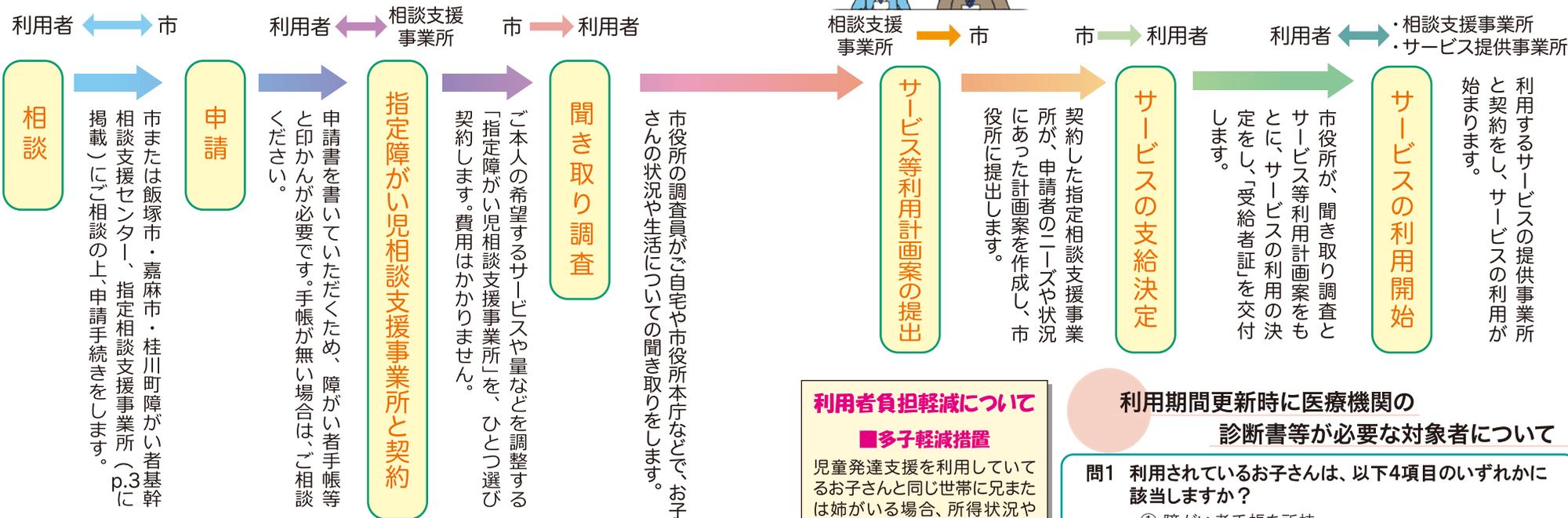
尚、公的な療育を受ける場合、自治体から発行される「受給者証」の申請が必要になります。受給者証の取得方法や、お子さんが受けられる支援については、次からのページを参考にしてください。

受給者証を使ったサービスを利用するまでの流れ

申請から1~2か月ほどかかります。ご注意ください。



申請する場所・問い合わせ
 飯塚市役所 社会・障がい者福祉課 障がい者自立支援係
 または各支所 市民窓口課
 ☎ 0948-22-5500 (内線 1156, 1157)
 fax 0948-21-6356



ちょこっとコラム

家族全員の年収があわせて約400万円の場合

うちの子どもは5歳です。わが家の場合、児童発達支援（ピンク色の受給者証）を毎月23日間程度と、短期入所（水色の受給者証）を毎月7日間ほど利用しています。

わが家の月々の利用者負担額は、それぞれ毎月4,600円とおやつ代（1日100円程度）などです。また、日中一時支援（緑色の受給者証）を使うときは、1回あたり300円程度を支払っています。

えいっと アレとコレとで だいたい これくらい？

※これはあくまで一例なので、世帯の収入によって負担額は異なります。

CHECK /

費用負担

原則、費用の1割が自己負担となります。ただし、世帯全員が生活保護もしくは非課税世帯の場合は無料です。

※ 地域生活支援事業については、生活保護世帯のみ無料となります。

利用者負担軽減について

■ **多子軽減措置**

児童発達支援を利用しているお子さんと同じ世帯に兄または姉がいる場合、所得状況や兄または姉の年齢によって利用者負担額が軽減される場合があります。対象となる場合、児童発達支援を利用しているお子さんが

- ▶ 第2子の場合：費用の0.5割と負担上限月額を比較して低い方
- ▶ 第3子以降の場合：無料となります。

■ **無償化（3～5歳）**

2019年10月1日から対象のお子さんの児童発達支援等の利用者負担額が無償化されました。無償化の対象となる期間は満3歳になって初めての4月1日から3年間です。詳しくはお問い合わせください。

利用期間更新時に医療機関の診断書等が必要な対象者について

問1 利用されているお子さんは、以下4項目のいずれかに該当しますか？

- ① 障がい者手帳を所持
- ② 小児慢性特定疾病医療受給者証を所持
- ③ 特別児童扶養手当を受給
- ④ 特別支援学級又は特別支援学校への就学

YES! → 通常通りの更新になります。
 ※医療機関の診断書等はありません。

NO.. → **問2 今年度現在の学年は以下のいずれかに該当しますか？**

- ① 小学1年生
- ② 小学4年生

YES! → **放課後等デイサービス更新時に医療機関の診断書等が必要です。**

NO.. → 放課後等デイサービス更新時に医療機関の診断書等が必要です。

来年度の更新時に医療機関の診断書等を提出してください。なお診断書等の有効期間は**提出時の前1年間**を有効期間とします。※期間中に問1の4項目に該当した場合には診断書等は不要です。

お子さんが受けられる支援

夏休みのような
長いお休みの間
1日子どもをみて
くれるところって
ありますか？



障がいのあるお子さんが地域で安心して生活を送るために利用できるさまざまなサポートがあります。それらのサポートは、障がい者手帳の交付を受けていなくても、利用できる場合があります。まずは、ご相談ください。※この章では、主に学校を卒業するまでのお子さんを対象とした支援を紹介しています。学校卒業後については、p.54～をご覧ください。

■ サービス受給者証について ■

サービスの内容によって①児童通所(ピンク色)、②福祉サービス(水色)、③地域生活支援(緑色)の3つの受給者証があります。



受給者証

児童通所支援サービス

申請により、サービスが利用できる「通所受給者証(ピンク色)」が交付されます。

● 児童発達支援

0歳児から小学校に入学する前までのお子さんに、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。

● 放課後等デイサービス

学校(小、中学校、高等学校など)に通っているお子さんに、放課後や休みの日に生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。

● 保育所等訪問支援

お子さんが通っている保育所(園)、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

● 医療型児童発達支援

身体が不自由で理学療法などの訓練又は医療的管理下で支援が必要な0歳児から小学校に入学する前までのお子さんに、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練や治療を行います。

● 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいがあり児童通所支援を受けるために外出することが困難なお子さんに対し、ご自宅へ訪問し日常生活における基本的な動作の指導等を行います。

受給者証

障がい福祉サービス

申請により、サービスが利用できる「障がい福祉サービス受給者証(水色)」が交付されます。

● 居宅介護

自宅で入浴、排泄及び食事の介護などの支援を行います。

● 短期入所

自宅で介護をする方が病気の場合などに、短期間、施設で入浴、排泄、食事の介護などを行います。

● 行動援護

知的障がい又は精神障がいの方に、外出時の介護、排泄及び食事の介護などを行います。

● 同行援護

視覚障がいの方に、移動に必要な情報提供や援助を行います。

● 重度障がい者等包括支援

常に介護が必要な寝たきりの状態にある方などに、包括的なサービスを提供します。

受給者証

地域生活支援サービス

申請により、サービスが利用できる「地域生活支援サービス受給者証(緑色)」が交付されます。

● 移動支援事業

屋外での移動が困難な方に外出のための支援を行います。

● 日中一時支援事業(p.29)

障がいのある方の日中における活動の場を提供しながら、家族のお仕事や一時的な休息を支援します。

児童通所支援サービス



利用するには、通所受給者証(ピンク色)が必要になります。

児…児童発達支援

放…放課後等デイサービス

保…保育所等訪問支援をします。

医…医療的ケアが必要なお子さんの受け入れが可能。

重…重度心身障がい児の受け入れが可能。事業所により定員やその他要件があるので、ご相談ください。

HP…ホームページがあります。

児童発達支援センターとは…

児童福祉施設として定義づけられた児童発達支援センターであり、地域の障がいのある児童が通所して、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を受ける施設です。

専門的機能を持ち地域における中核的な支援施設としての位置づけが重要視されています。

こども発達療育センター テコテコ ココカラ

医重保HP 飯塚市口原1061-6
☎ 0948-96-8276
児放 あわせて10名 (重度1日2名程度) fax 0948-96-8280



お子さんの年齢や特性に応じて、今の生活や将来の生活、社会参加をふまえて個別・小集団療育を行います。

児童発達支援センター こどもの森

医保HP 飯塚市佐興字尾笹1489番地2
☎ 0948-92-3355
児 15名 fax 0948-92-3354



お子さま一人ひとりの特性に応じて、お子さまの成長に繋がるよう支援させていただきます。

まどか園

保HP 飯塚市庄司1143-5
☎ 0948-24-4660
児 30名 fax 0948-24-4660



基本的な生活習慣の確立と言語や認知、運動、社会性等の能力向上に向けた療育内容で個別、集団的に支援します。

こども発達支援センター にじっこ

保HP 飯塚市西徳前15-20
☎ 0948-26-8700
児 30名 **放** 20名 fax 0948-26-8701



就学特化型クラス(集団)と小集団クラス(集団が苦手なお子様など)のクラスに分かれて活動しています。

圏域の児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所

飯塚圏域(飯塚市・嘉麻市・桂川町)の事業所に関する情報の一覧がホームページにあります。専門職員の配置などの詳しい情報が載っています。事業所を選ぶ際に参考にしてください。

※令和5年7月現在までの情報です。



事業所一覧



医療的ケア児・重症心身障がい児が受け入れ可能な事業所①

社会福祉法人飯塚市社会福祉協議会 筑穂支所 児童デイサービス **ぴよぴよ**



医重HP 児 10名

小集団にて、食事や排泄等の身の回りの自立・コミュニケーションや社会性の向上を目指して療育をしています。

飯塚市長尾911-1
☎ 0948-72-3220
fax 0948-72-5275

多機能型児童発達支援事業所 **森の子**



医重HP 児放 あわせて15名

お子様一人ひとりの特性に応じて、お子様の成長に繋がるよう支援させていただきます。

飯塚市佐興字尾笹1497-2
☎ 0948-96-8388
fax 0948-96-8389

多機能型事業所 **くめぎ苑**



医重 児放 あわせて5名

児童の「楽しい!」を一緒に探します! 特養・保育園があるため、様々な年代の方々と交流を深めることができます。

飯塚市相田114-1
☎ 0948-24-8000
fax 0948-24-7200

ほわいとういんぐ飯塚館



医重HP 児放 あわせて25名

視覚支援を用いた運動療育・学習支援・スキルトレーニング等を通し、一人ひとりの個性や強みを伸ばします。

飯塚市吉原町1-19 サントノーレビル
☎ 0948-22-7110
fax 0948-22-7130

こどもデイ **41プラス**



医重HP 児放 あわせて20名

共生型だからこそ、多世代の利用者様と大きな畑で野菜の収穫・ヤギのお世話など沢山の経験ができます。

飯塚市鯉田64番地1
☎ 0948-29-4112
fax 0948-29-4144

多世代通所型(共生型) **グッドデイサービス**



医重HP 児放 あわせて18名

共生型の為、子ども～お年寄りまで関わる事ができ、就労や生活に関する事の練習ができます。動物ともふれあえます。

飯塚市鯉田64番地1
☎ 0948-29-4112
fax 0948-29-4144

訪問看護併設型 **メディカルキッズ**



医重HP 児放 あわせて10名

作業・理学療育をとり入れお子さんが「楽しい!」と思いながら成長できるようにサポートしていきます。

飯塚市片島1-10-14 第一ポウルテナントB号室
☎ 0948-52-6513
fax 0948-52-6514

児童発達支援 放課後等デイサービス **ポラリス**



医重HP 児放 あわせて10名

作業療法士・看護師が常駐し医学的な支援を行います。学習指導を得意とする指導員の下、支援を実施します。

飯塚市幸袋141-17
☎ 0948-28-0675
fax 0948-28-0675

おひさま



医HP 児放 あわせて10名

集団生活に適應できるように適切な訓練指導を行い、将来の就学や就労に向けた療育支援を行います。

飯塚市鯉田1140-2 ソラーナ21
☎ 0948-21-0777
fax 0948-21-0778

お子さんが受けられる支援

児童発達支援センター
児童発達支援・放課後等デイサービス

医療的ケア児・重症心身障がい児が受け入れ可能な事業所②

医療的ケア児・重症心身障がい児が受け入れ可能な事業所③

重症心身障がいサポートセンター
ひばり



医重保HP

▶居宅訪問型児童発達支援

通所困難な重症児・医療的ケア児の療育をご家族で実施。訪問診療や訪問看護・訪問リハとの連携支援が実現。

▶重心クラス

児放 あわせて5名

重症児・医療的ケア児の療育をPT・OT・Ns・特別支援教育士ら専門職がチーム支援。入浴支援も実施。

▶医ケア児・肢体不自由クラス

児放 あわせて10名

医療的ケア児・難病児・肢体不自由児等の療育をPT・OT・Ns・特別支援教育士ら専門職がチーム支援。

飯塚市有安1025-7
☎ 0948-43-4137
fax 0948-43-4138

こどもデイサービス YOOU



医重保 児放 あわせて10名

医療的ケア児や重症心身障がい児など、看護師や作業療法士等の療育を希望される、すべてのお子様を対象です。

飯塚市秋松347-7
☎ 0948-52-6402
fax 0948-52-6405

麦穂園



医 児放 あわせて20名

「麦穂園」では、子供達の自立を目標に一人一人の個性に合わせた療育支援を行っています。

飯塚市綱分596-3
☎ 0948-82-3700
fax 0948-82-3701

ひばりジュニア嘉麻 嘉麻市



医重HP

▶なのはな 児 10名

▶ひばり 放 10名

嘉麻市漆生1270-22
☎ 0948-83-8607
fax 0948-83-8606

ぱる・めどう 嘉麻市



医重HP 児放 あわせて10名

『あっとほーむ』な環境の中、様々な資格を持つスタッフがお子さまの個性に合わせた療育を行っております。

嘉麻市漆生894-32
☎ 0948-52-6670
fax 0948-52-6670

りはなす多機能型事業所
けいせん 桂川町



医重HP 児放 あわせて5名

保育士・看護師・セラピストを中心に1対1以上の人員を配置し手厚いサービスを提供しています。機械浴有。

嘉穂郡桂川町豆田404番地1
☎ 0948-43-9320
fax 0948-43-9370

こども発達療育センター
テコテコ ソバニ



医重HP 児放 あわせて5名

お子さんとご家庭の生活が健やかで安心したものとなるよう医療的ケア・介護・療育・リハビリ等を行います。

飯塚市口原1061-6
☎ 0948-96-8276
fax 0948-96-8280

らそうむ発達支援ルーム
らいく飯塚店



HP 児放 あわせて10名

個別を中心とした療育を行います。個々の特性や発達段階に応じた活動をする中で成長を促していきます。

飯塚市鯉田2425番地206
☎ 0948-43-9907
fax 0948-43-9908



医重HP

▶ひまわり 放 10名

心身の発達支援、医療ケア、音楽療法、就労体験、高齢者との交流など多様な体験を提供し力を引き出します。

嘉麻市漆生1270-33
☎ 0948-83-8607
fax 0948-83-8606

こども発達サポート
ふらむ 嘉麻市



医HP 児放 あわせて10名

活動を通じ子どもたちの得意や強みと一緒に伸ばし、ご家族も笑顔あふれる安心できる場所を提供いたします。

嘉麻市上山田402番地12
☎ 0948-43-8431
fax 0948-43-8432

運動療育センター
りはなす 桂川町



医HP 児放 あわせて10名

PT・OT・STによる評価を実施し、集団運動を中心に個々の特性に合わせた支援を実施します。

嘉穂郡桂川町豆田404番地1
☎ 0948-52-3258
fax 0948-52-3228

多機能型支援事業所
ほしのこ



医HP 児放 あわせて10名

ほしのこでは、看護師が常駐しており、病気や怪我のサポート支援も行います。ST・OT・PTの個別療育も受けることができます。

飯塚市川島879-1エスト102号
☎ 0948-23-1001
fax 0948-23-1002

多機能型児童発達支援事業所
スマイリー



医 児放 あわせて10名

子ども達の興味や関心を引き出し集団生活に適応することが出来るように活動や行事を通して支援をしていきます。

飯塚市相田117-15
☎ 0948-80-1107
fax 0948-80-1108

福祉サービス事業所
森のせいかつ



医重HP 放 (生活介護支援含む) 10名

日常生活動作の支援、身体介護、遊びを通じた活動、理学療法士によるリハビリテーションを行っています。

飯塚市佐興字尾笹1497番地2
☎ 0948-92-5190
fax 0948-96-8389

放課後デイサービス
りんくす勢田校



医HP 放 10名

日常生活動作や集団生活に落ちていて過ごせる様に個々のペースに合わせ学べる居場所を提供しています。

飯塚市勢田2593-36
☎ 0948-96-8970
fax 0948-96-8971

放課後等デイサービス
はびねす



医HP 放 10名

農業体験・職業体験等の様々な課外授業をはじめ、専門職員の支援のもとお子様の中にある自立する力を育て未来へ繋げます。

飯塚市潤野127番地34
☎ 0948-80-6495
fax 0948-80-6416

ひばりジュニア飯塚
ひがしがおか



医HP 放 10名

家庭的な雰囲気の中で保護者や児童に安心・信頼される事業所です。療育を通じて子どもたちの成長・自立を支援します。

飯塚市下三緒35番地622
☎ 0948-43-4348
fax 0948-43-4349

※ここからは医療的ケア対応がない事業所です

れいんぼう



HP 児 10名

小人数制に特化した療育と法人内給食施設で調理する栄養バランスのとれた給食を提供し食育にも取り組んでいます。

飯塚市庄司1150
☎ 0948-22-3022
fax 0948-24-0142

みらい



HP 児放 あわせて20名

安心で楽しめる環境作りを目指します。グラウンドや運動ホールを備え、様々な活動が可能です。

飯塚市菰田11番地1
☎ 0948-62-5500
fax 0948-22-7000

ことばと発達のサポートルーム マーブル



保 HP 児放 あわせて10名

1対1の個別療育にて科学的根拠に基づいた成果に繋がる支援をモットーとした実践に取り組んでいます。

飯塚市天道137-2
☎ 0948-43-9178
fax 0948-43-9179

りあん 目尾教室



HP 児放 あわせて10名

飯塚市目尾991-1
☎ 0948-43-8687
fax 0948-43-8685

りあん Kidsスポーツクラブ



HP 児放 あわせて10名

飯塚市下三緒36-36
☎ 0948-21-7800
fax 0948-21-7801

らそうお発達支援ルーム らいく嘉麻店 嘉麻市



HP 児放 あわせて10名

発達に気になるお子さんを対象に運動・作業・言語に焦点をおいた活動を提供しています。

嘉麻市飯田511-1
☎ 0948-20-8800
fax 0948-20-8801

良創夢発達支援ルーム らいく穂波店



HP 児放 あわせて10名

飯塚市弁分15-11
☎ 0948-43-8507
fax 0948-43-8517

チャイルドハート飯塚



HP 児放 あわせて10名

「発達の課題」や「つまづき」を、「遊び」と「学習」で取りのぞき、本来のなりた姿に近づく支援を行います。

飯塚市有安1025-45 ラフォーレカホ1F
☎ 0948-43-4027
fax 0948-43-4028

児童発達支援・放課後等デイサービス MORE ~モア~



HP 児放 あわせて10名

お子様の自分らしさや日々のコミュニケーションを大切に、自己選択、自己決定ができる力を育みます。

飯塚市立岩1300 メゾン立岩
☎ 0948-52-6848
fax 0948-52-6848

放課後等デイサービス・児童発達支援 APOLLO 小正教室



HP 児放 あわせて20名

飯塚市小正404-1
☎ 0948-43-9331
fax 0948-43-9331

放課後等デイサービス・児童発達支援 APOLLO 忠隈教室



HP 児放 あわせて30名

飯塚市忠隈36-32
☎ 0948-43-3443
fax 0948-43-3635

児童発達支援 APOLLO 本町教室



HP 児 10名

飯塚市本町14-6
☎ 0948-52-6407
fax 0948-52-6408

児童発達支援 APOLLO 小竹教室 小竹町



HP 児 10名

小竹町勝野3322-5
☎ 0949-66-8122
fax 0949-66-8123

放課後等デイサービス APOLLO 嘉麻教室 嘉麻市



HP 放 10名

嘉麻市鴨生471-8
☎ 0948-52-3435
fax 0948-52-3436

個性を大切に、個々に合わせたオーダーメイドカリキュラムで成功体験を積み重ね、自信と才能を伸ばします。

りあん うすい教室 嘉麻市



HP 児 20名

嘉麻市上白井字原田1248-1
☎ 0948-43-4742
fax 0948-43-4892

りあん 嘉麻教室 嘉麻市



HP 放 30名

嘉麻市鴨生468-1
☎ 0948-43-8721
fax 0948-43-8731

りあん 桂川教室 桂川町



HP 放 10名

桂川町吉隈207-3
☎ 0948-52-6813
fax 0948-52-6813

就学特化型クラス(集団)と小集団クラス(集団が苦手なお子様など)のクラスに分かれて活動しています。

こどもステップYOUU



保 HP 児 20名

飯塚市潤野904-103
☎ 0948-26-4311
fax 0948-26-4312

こどもステップ桂川 桂川町



HP 児放 あわせて10名

OT 在籍で個別療育対応。保育所等訪問支援も行い、就学に向けた支援を行います。発達検査実施可能です。

桂川町寿命43-7
☎ 0948-52-6306
fax 0948-52-6307

COMPASS発達支援センター・飯塚



HP 児放 あわせて10名

COMPASSでは、「みんなを笑顔に」をテーマにこどもの可能性を引き出し、社会的な自立に向かう力を育みます。

飯塚市枝国501-10
☎ 0948-52-6838
fax 0948-52-6867

児童デイサービス ぼっけ



HP 児放 あわせて10名

子どもたち一人ひとりと向き合い、言語・理学・作業・ダンス・プログラミング等の療育に取り組んでいます。

飯塚市柏の森646-1
☎ 0948-25-6011
fax 0948-25-6012

良創夢発達支援ルーム らいく幸袋店



HP 児放 あわせて10名

運動を専門にしている OT や、活動遊びにつなげていく保育士等の職種がお子様の発達を促していきます。

飯塚市幸袋61-1
☎ 0948-43-8774
fax 0948-43-8784

あいステップ



HP 放 10名

就労準備型放課後等デイサービスで中高生を対象としています。高校卒業後の進路を見据えた実践的な訓練を行っていきます。

飯塚市横田753-4 スリム九工大1階2号室
☎ 0948-80-1435
fax 0948-80-1438

放課後等デイサービス ポケット



放 10名

当事業所では、音楽療法を用いた運動を取り入れ、楽しみながら参加できる療育を行っております。

飯塚市平恒384番地1
☎ 0948-80-5516
fax 0948-80-1222

放課後等デイサービス りんくす 川津校



HP 放 10名

飯塚市川津410-3
☎ 0948-80-7000
fax 0948-80-7001

放課後等デイサービス りんくす 幸袋店



HP 放 10名

飯塚市中474-4
☎ 0948-80-1510
fax 0948-80-1511

児童発達支援事業所 りんくす小竹校 小竹町



HP 児 10名

小竹町勝野2746-65
☎ 0949-64-3090
fax 0949-64-3091

日常生活動作や集団生活に落ち着いて過ごせる様に個々のペースに合わせ学べる居場所を提供しています。



放課後等デイサービス ひまわり 桂川町



HP 放 10名

凸凹のお子さまの様々な問題をモールステップで取り組み、たくさんの『できた』を増やす療育を行っています。

桂川町土師28-420
☎ 0948-20-1100
fax 0948-52-3700

放課後等デイサービス 陽だまり 桂川町



放 10名

当施設では広いスポーツルームがあり、宿題や机上活動の静かな環境の教室も完備しています。

桂川町土師4011-1
☎ 0948-43-9255
fax 0948-43-9266

サービスを利用するための留意点

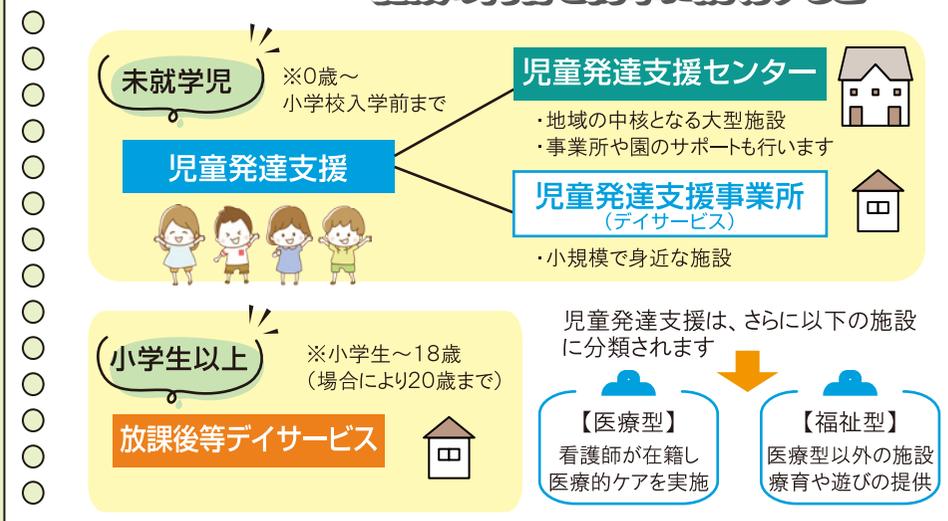
各施設によって、開所時間、送迎の有無(学校または自宅まで)、個別・集団療育など内容もサービスもさまざまです。

希望しても、すぐに利用はできません。「利用までの流れ」(p.13)を参考にしてください。飯塚圏域指定障がい児相談支援事業所(p.3)のサポートのもと、お子さんの状況や保護者の希望にあった施設を選ぶことができます。しかし、すでに定員に達して利用できない場合もあります。

曜日を分けて2~3箇所使い分けて利用する方もいらっしゃいます。複数の施設を利用しても、毎月の支払いは、最高で上限金額のみ(施設でのおやつ代等は別途必要)です。



施設の内容を簡単に説明すると...



放課後等デイサービス PUCCA



HP 放 17名

集団や個別活動を体験し日常生活に必要な動作・集団の適応に向けた支援を行い、自立への自信をつけます。

飯塚市総田1526-16
☎ 0948-43-9330
fax 0948-43-9350

カフォー



放 20名

楽しさを徹底!!一緒に学び、共に成長!!隣には、人工芝のグラウンドを設けています。

飯塚市多田400-24
☎ 0948-43-9522
fax 0948-43-9523

放課後等デイサービス おひさまの家+ピース 嘉麻市



HP 放 10名

キッズヨガやスポーツを中心とした療育を行う中で、個々の特性に合わせた支援も行っております。

嘉麻市山野357-1
☎ 0948-88-9285
fax 0948-88-9285

放課後等デイサービス サンライズキッズ 嘉麻市



HP 放 10名

笑顔が集う場所サンライズキッズではお子様一人一人を理解し支え安心できる居場所づくりへつなげています。

嘉麻市岩崎1379-31
☎ 0948-83-8203
fax 0948-83-8208

その他の支援やサービス

おもちゃ図書館 ゴうさんライブラリー

障がいのあるお子さんとその保護者を対象に、おもちゃと遊び場を無料で提供しています。子育て支援センターや公園などで気を遣わずに思いっきり遊ばせたい時、同じような親子で集まりたい時など、ぜひご利用ください。明るい室内には木のおもちゃがたくさんあります。



対象 障がいのある方および発達に心配のある子どもとその家族等、障がい児者の福祉団体など

開所時間 月～土曜日(祝祭日は閉館)
午前9時～午後5時まで

利用方法 事前に予約申込みをお願いします。



問い合わせ 飯塚市筑穂保健福祉総合センター 飯塚市長尾 911-1
☎ 0948-72-3085 fax 0948-72-3078

サン・アビリティーズいづか

障がい者のスポーツ、レクリエーション及び文化等の振興を図ることにより、障がい者の社会参加の促進と健康の維持増進に寄与するための施設として特定非営利活動法人いづか障害児者団体協議会が市の指定管理者として運営しています。障がいの有無にかかわらず誰でも利用できますが、主に障がいのある方々が優先的に使用できます。なお、障がい者および障がい者団体は無料で利用できます。

開所時間 火～日曜日(月曜日は休館)
午前9時～夜9時まで(日・祝日は午後5時まで)

利用方法 障がい手帳所持の方は6か月前から予約できます。障がい手帳を所持していない方は2か月前から予約。当館の「利用申請書」(ウェブサイトからダウンロード可能)をご記入のうえ事務所に提出してください。

館内施設 体育室(660㎡)、研修室1・2、多目的室、和室、調理室、音楽室、夏期のみ利用できる室内プール等。



問い合わせ サン・アビリティーズいづか 飯塚市柏の森 956-4
☎/fax 0948-29-3087
E-mail sunabi-form@blue.ocn.ne.jp

飯塚市医療的ケア児等在宅レスパイト事業

在宅の医療的ケア児の看護や介護を行う家族の負担軽減を図ることを目的に、訪問看護ステーションを利用したレスパイト利用の費用を助成します。

対象 以下の要件を満たす医療的ケア児者を看護している同居家族

18歳未満	・訪問看護により医療的ケアを受けている
18歳以上 (全てを満たす)	・訪問看護により医療的ケアを受けている ・障がい福祉サービスの短期入所(医療型)の決定を受けている

助成対象となる費用

訪問看護の利用の内、健康保険法の適用となる時間を除いた費用。

助成額 9割(生活保護・市民税非課税世帯は、10割)
※助成対象となる費用は、30分あたり3750円が上限。
※医療的ケア児者一人につき、1年度あたり48時間が上限。

手続き ※**利用前に申請が必要**です。
訪問看護ステーションを通して、申請書類を飯塚市役所福祉部 社会・障がい者福祉課に提出してください。



事業利用の流れ ～申請・利用を検討している方へ～

- ①申請** 申請者(家族)が訪問看護ステーションを通して申請書類を提出します。
<必要な書類>
・申請書「利用(変更)申請書(様式第1号)」
・訪問看護により医療的なケアを受けていることが分かる書類(訪問看護指示書等)
- ②決定**
訪問看護ステーションを通して決定通知が送付されます。
決定内容(助成割合等)を確認してください。
- ③事業の実施**
利用日時を訪問看護ステーションと調整してください。
- ④利用料の支払い**
訪問看護ステーションに利用料(1割)を支払います。(生活保護・市民税非課税世帯は不要)
助成金については、訪問看護ステーションが、申請者(家族)に代わり、市に申請します。(市から直接、訪問看護ステーションに支払います)

※申請書の電子データ等は市ウェブサイトに掲載していますので適宜ご活用ください。

(市ウェブサイト登録先)

トップページ > 健康・福祉 > 障がい者福祉 > 支援・サービス > 医療的ケア児等在宅レスパイト事業

問い合わせ 飯塚市福祉部 社会・障がい福祉課 障がい者自立支援係
☎ 0948-22-5500(内線 1156・1157) fax 0948-21-6356

福岡県肢体不自由児等早期訓練事業

肢体不自由児を対象に、医療専門職員等が個別的または集団的に運動機能・言語機能等の訓練を無料で行います。また、保護者への家庭での訓練方法もあわせて指導します。

開催日 第1・第3木曜日 午後0時～午後5時
開催場所 サン・アビリティーズいづか

問い合わせ **福岡県肢体不自由児協会** 春日市原町 3-1-8 クローバープラザ 6階
☎ / fax 092-584-5723

障がい児(者)支援センター ぱらそる 障がい児等療育支援事業

障がい児(者)・家族・関係者の皆様を対象に、日常生活の不安や悩み等の相談に応じ、専門職が療育等の専門的な援助及び情報の提供を行います。事前に電話予約が必要です。相談は無料です。

【毎月の療育活動メニュー】

第2水曜日 作業療法士による療育活動・音楽療法
第3水曜日 理学療法士による療育活動 **第3木曜日** 心理士による療育活動・相談

問い合わせ **笠松あんじゃ園** 飯塚市有安 959-4
☎ 0948-82-0153 fax 0948-82-1166

医療型障がい児入所施設 福岡県子ども療育センター新光園

手足や体に不自由のある児童(肢体不自由児)や重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童(重症心身障がい児)を入所させて、保護、日常生活の指導、独立生活に必要な知的技能の付与及び治療を行います。

外来通院での整形外科・小児科・児童精神科・歯科診療、理学療法・作業療法・言語聴覚療法、摂食訓練も行っています。

▶児童発達支援事業 わくわく

「わくわく」は、新光園で行っている児童発達支援事業。運動・知的・情緒の発達の課題を持つ就学前のお子様に対して、保育士・看護師・療法士・心理士など様々な職種が関わり、専門的な療育を行います。親子で参加する集団療育を基本としています。新光園に外来通院している方が対象。ご利用にあたっては、当園小児科の受診が必要です。

開所日 月～金曜日 午前10時～午後2時

問い合わせ **福岡県子ども療育センター新光園** 糟屋郡新宮町緑ヶ丘 4丁目 2-1
☎ 092-962-2231 fax 092-962-3113

障がい児入所施設

家庭の事情や障がいの状態により、家庭で生活することが困難な児童は、児童相談所にご相談ください。

対象 18歳未満の子ども
開所時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

問い合わせ **福岡県田川児童相談所** 田川市弓削田 188
☎ 0947-42-0499 fax 0947-42-0439

飯塚病院 こども外来リハビリ

発達が気になるお子さんを対象にリハビリ(作業療法等)を行います。小児発達外来を中心として筑豊地域全体からの紹介を受けています。窓口は、小児外来です。受診するには、かかりつけの小児科医の紹介状が必要です。完全予約制です。

診療日 毎週月～金曜日
外来受付 午前8時～午前11時(予約受付は午後2時～4時)
休診日 土・日曜・祝日、年末年始(12/30～1/3)

問い合わせ **飯塚病院 小児科** 飯塚市芳雄町 3-83
☎ 0948-22-3800(代表) ※すべて電話での対応になっています。

発達障害支援研究所 たまや

発達障がいのある方やそのご家族、支援をする方々を対象に、支援(個別の療育支援、学校・施設等への訪問支援等)を行います。健康保険は適用されません。元・福岡県発達障がい者支援センター「ゆう・もあ」の常勤心理士が2007年に開所。詳細はホームページをご確認ください。事前に電話予約が必要です。

開所日 月・水～日曜日(火・祝日休み) 午前9時～午後6時
訓練時間 新規…3時間程度 継続…1時間半/回

問い合わせ **児発達障害支援研究所 たまや** 直方市感田 809-1
☎ 0949-52-9970 fax 0949-52-9971

家族を取りまく、さまざまな支援する人・団体および公的機関



日中一時支援事業所一覧

一覧表には、児童の受け入れがある事業所のみを掲載しています。受け入れられる対象の方の要件(年齢等)については、各事業所により異なりますので、詳しくは各事業所へお問い合わせください。

	事業所名	住所	電話番号
1	しょうがい者支援施設 大地の森	飯塚市佐興字尾笹1497-2	0948-92-5055
2	笠松あんじや園	飯塚市有安959-4	0948-82-0153
3	まごころ園	飯塚市佐与2603-3	0948-28-7700
4	桂木とくのみ園	飯塚市建花寺975-1	0948-29-8800
5	穂波学園	飯塚市庄司1150	0948-22-3022
6	まどか園	飯塚市庄司1143-5	0948-22-3022
7	セルブちくほ	飯塚市長尾516-1	0948-72-3113
8	和の里	飯塚市綱分1369	0948-80-1066
9	おひさま	飯塚市鯉田1140-2 ソラーナ21	0948-21-0777
10	いいづか学園	飯塚市上三緒891-20	0948-21-0666
11	児童発達支援 放課後等デイサービス ポラリス	飯塚市幸袋141-17	0948-28-0675
12	ほわいとぅいんぐ飯塚館	飯塚市吉原町1-19	0948-22-7110
13	児童デイサービス東ヶ丘	飯塚市下三緒35-622	0948-43-4348
14	あかね園	飯塚市阿恵1633	0948-72-0502
15	グッドデイサービス	飯塚市鯉田64-1	0948-29-4112
16	りあんKidsスポーツクラブ	飯塚市下三緒36-36	0948-21-7800
17	児童デイサービスりあん西徳前教室	飯塚市西徳前15-20	0948-26-8700
18	放課後デイサービスりあん嘉麻店	嘉麻市鴨生472-7	0948-43-8721
19	誠心園	嘉麻市平54	0948-20-5090
20	つばさ学園	嘉麻市下臼井1012-3	0948-62-5500
21	障害者支援施設 三愛園	嘉麻市岩崎1373-2	0948-83-8203
22	ぱる・めどう	嘉麻市漆生894-32	0948-52-6670
23	多機能型児童発達支援事業所 ひばり	嘉麻市漆生1270-33	0948-83-8607
24	重症心身障がい サポートセンター ひばり	飯塚市有安1025-7	0948-43-4137
25	ワークサポート ひばり	嘉麻市漆生1322-19	0948-83-5110
26	リハビリセンター ひばり	嘉麻市漆生1322-22	0948-83-8618
27	自立支援センター うすい	嘉麻市飯田319-10	0948-62-3200

障がい者ガイドブック

障がいのある方が利用できる支援制度等をまとめたガイドブックを本庁社会・障がい者福祉課、各支所市民窓口課で配付しています。また、市のホームページにも掲載しています。

[飯塚市 障がい者ガイドブック](#)

訪問看護(訪問リハビリ)

重度の障がいや難病などで医療的ケアが必要なお子さんを自宅で養育する場合、通常の一時保育を利用したり、親族・知人に預けたりすることができず、体力的・精神的に疲弊する場合があります。そのような家庭を支援するために、訪問看護(訪問リハビリ)があります。利用するには、**医師の指示書が必要**です。健康保険が適用されます。

■ 訪問看護の内容

- 健康状態の観察
- 病状悪化の防止・回復
- 療養生活の相談とアドバイス
- リハビリテーション
- 点滴、注射等の医療処置
- 痛みの軽減や服薬管理
- 緊急時の対応
- 主治医、ケアマネジャー、薬剤師などの関係職種との連携

■ 利用できる人

- 疾病・障がいをもち、療養生活の支援を必要とされる方(障がい者手帳や特定疾患の条件等はありません)
- ご本人だけでなく、支えているご家族もサポートします。
- 主治医より訪問看護の必要を認めた全ての方(0歳児~)が受けられます。

■ 訪問看護の相談窓口

- 受診している医療機関
- 飯塚市・嘉麻市・桂川町障がい者基幹相談支援センター
- 最寄りの訪問看護ステーション など



圏域の小児対応訪問看護ステーション

※他にも利用できる近隣の事業所があります。くわしくは、医療機関や飯塚市・嘉麻市・桂川町障がい者基幹相談支援センター(p.2)にご相談ください。

	事業所名	住所	電話番号	FAX 番号
1	良創夢 訪問看護ステーション	〒820-0066 飯塚市幸袋61番地1	0948-43-3070	0948-43-3071
2	訪問看護ステーション エルム	〒820-0022 飯塚市明星寺45-1	0948-26-6675	0948-22-3509
3	ハッピーライフ 訪問看護ステーション	〒820-0074 飯塚市栗市315-1	0948-43-3221	0948-43-3227
4	訪問看護ステーション 悠	〒820-0082 飯塚市若菜259-81	0948-26-7511	0948-26-7512
5	訪問看護ステーション きさく	〒820-0065 飯塚市中825番地	0948-24-8841	0948-24-8842
6	訪問看護ステーション つむぎ	〒820-0106 飯塚市赤坂499-2	0948-82-1851	0948-52-3181
7	なでしこほっと 訪問看護ステーション	〒820-0076 飯塚市太郎丸265	0948-30-1800	0948-30-1801
8	訪問看護ステーションきさく 本町 小児専門ステーション	〒820-0042 飯塚市本町14-7	0948-23-8035	0948-23-8036

装具の購入や住宅の改修をする場合



身体が不自由なお子さん
の場合、日々のケアには、
とても気を配っておられる
と思います。日常生活に
必要な装具や用具などを
購入する際には費用の助成
などがあります。ぜひご活用
ください。

補装具

障がいによって失われたり低下したりした身体機能を補うための装具を購入・修理する費用を助成します。(リハビリ目的は対象外)

※障がいの程度や所得に応じて助成の制限があり、また種類によっては医師の意見書や更生相談所の判定が必要となりますので、必ず事前に相談してください。**手続きは購入前(修理前)に行ってください。**

対象者	身体障がい者手帳の交付を受けている方、難病の方
補装具一式	視覚障がい…義眼、眼鏡、視覚障がい者用つえ 聴覚障がい…補聴器 音声・言語機能障がい…意思伝達装置 肢体不自由(手・足)…義肢、装具、歩行補助つえ、車いす、歩行器、座位保持装置など
費用負担	本人の負担は原則、費用の1割です。
窓口	飯塚市役所 社会・障がい者福祉課 ☎ 0948-22-5500(内線 1151) fax 0948-21-6356

治療のために必要な装具(治療用装具)は、この制度とは異なります。健康保険が適用される治療用装具の場合は、請求金額を病院で支払ったあとに、子ども医療・重度障がい者医療で自己負担分の払い戻しを受けることができます。くわしくは、市役所医療保険課までお問い合わせください。

日常生活用具

日常生活をしやすくするための用具を購入する費用を助成します。
※障がいの程度や所得に応じて助成の制限がありますので、必ず事前に相談してください。**手続きは購入前に行ってください。**

対象者	身体障がい者手帳、療育手帳の交付を受けている方、難病の方
日常生活用具一式	視覚障がい…ポータブルレコーダー、拡大読書器、時計など 聴覚障がい…FAX、屋内信号装置など 音声・言語機能障がい…人工喉頭、会話補助装置など 肢体不自由(手・足)…特殊寝台、つえ、入浴イスなど 内部障がい…たん吸引器、ネブライザー、ストーマ装具(消化器系・尿路系)、紙おむつなど 知的障がい…頭部保護帽
費用負担	本人の負担は原則、費用の1割です。 ※助成額は用具ごとに上限があります。
窓口	飯塚市役所 社会・障がい者福祉課 ☎ 0948-22-5500(内線 1156) fax 0948-21-6356

紙おむつ・ストーマ装具の医療費助成

上記の日常生活用具で紙おむつやストーマ装具が給付の対象にならない場合でも、税金の医療費控除の対象となることがあります。その際には医師が発行した「使用証明書」が必要となります。くわしくは下記までお問い合わせください。

飯塚市役所 税務課 市民税係
☎0948-22-5500
(内線1058~1061)



医療費のこと

障がいや病気によっては高額な医療費がかかる場合があります。お子さんにかかる医療費を支援する制度をご活用ください。

※医療費の制度は優先となる順番に並べていますが、1つだけではなく複数の制度を、組み合わせて利用することができます。



小児慢性特定疾患医療

小児慢性特定疾患と診断された18歳未満のお子さん(ただし18歳を過ぎても引き続き治療が必要と認められる場合は20歳未満も対象とする)に、その小児慢性特定疾患の治療のための医療費を一部助成します。

※所得によって自己負担の上限額が異なります。

【対象となる小児世慢性疾患】 16疾患(788疾病)

- | | | |
|----------------------|-----------|------------|
| 1 悪性新生物 | 2 慢性腎疾患 | 3 慢性呼吸器疾患 |
| 4 慢性心疾患 | 5 内分泌疾患 | 6 膠原病 |
| 7 糖尿病 | 8 先天性代謝異常 | 9 血液疾患 |
| 10 免疫疾患 | 11 神経・筋疾患 | 12 慢性消化器疾患 |
| 13 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群 | 14 皮膚疾患群 | |
| 15 骨系統疾患 | 16 脈管系疾患 | |

(注)各疾病には一定の対象基準があります。

※対象となる疾患名や詳しい内容については、下記のホームページをご参照ください。

小児慢性特定疾病情報センター

検索



特定医療費(指定難病)

令和3年11月1日から指定難病の対象が338疾患に拡大されました。医療費助成を受けるためには、「医療受給者証」が必要です。対象となる疾患と診断された場合は、診断書と必要書類を合わせて、都道府県窓口にて医療費助成の申請をしてください。

※申請の窓口は、都道府県によって異なります。くわしくは下記へお問い合わせください。

※対象となる疾患名や詳しい内容については、下記のホームページをご参照ください。

難病情報センター

検索



問い合わせ

嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 健康増進課

☎0948-21-4815 fax0948-24-0186

住宅の改修

日常生活がしやすいように、住宅の居室・浴室・トイレなどを改修する費用を助成します。助成する制度には、住宅改修(日常生活用具)と住宅改造(福岡県住みよか事業)の2種類があります。

※それぞれの制度に障がいの程度や所得に応じた制限があります。

本人の状況に応じた制度をご案内しますので、事前に相談して

ください。**手続きは改修前に行ってください。**

対象者	【住宅改修(日常生活用具)】 下肢または体幹機能で障がい者手帳1～3級をお持ちの方
	【住宅改造(福岡県住みよか事業)】 身体障がい者手帳1,2級もしくは療育手帳A判定の手帳をお持ちで、世帯全員が非課税の方
助成額	【住宅改修(日常生活用具)】 上限20万円
	【住宅改造(福岡県住みよか事業)】 上限30万円
費用負担	本人の負担は原則、費用の1割です。
窓口	飯塚市役所 社会・障がい者福祉課 ☎ 0948-22-5500 (内線1156) fax 0948-21-6356

クローバープラザ

福岡県春日市原町3-1-7

☎ 092-584-1212

fax 092-584-1214



クローバープラザの敷地内に建てられた生涯あんしん住宅や2階の福祉用具展示コーナー(販売はしていないが値段が明記されている)を見学して、用具の購入の参考にしたり、改修のイメージが浮かんだという方もいらっしゃいます。

改修の内容について

具体的な改修例としては、廊下やトイレ、お風呂など必要とする場所に手すりを設置する、車いすでも出入りしやすいようドアを引き戸に取り替える、スロープや上がりかまちを設置するなど、さまざまです。

本人の身体や住まいの状況に合わせて、専門の方の意見を聞きながら内容を決めましょう。



未熟児の養育医療

身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とするお子さんに対し、その治療に必要な医療費を助成します。

- ※ 助成の対象は、県の指定する医療機関の治療費のみとなります。
- ※ 生まれてから30日以内に手続きを行ってください。

対象

体重が2,000g以下での出生や、身体の機能が未熟なままでの出生等で入院による治療が必要なお子さん(1才未満)

問い合わせ 飯塚市役所 医療保険課

☎ 0948-22-5500(内線1033~1035) fax 0948-25-0560

育成医療

18歳未満のお子さんで、治療することで障がいの進行を防いだり、障がいが軽減されると医師が判断した場合に医療費を助成します。

- ※ 助成の対象は、指定医療機関の治療費のみとなります。

対象

口唇蓋裂等の形成術やペースメーカーの植え込み術など、それ以外の手術の例は、厚生労働省のホームページで確認できます。
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/jiritsu/ikusei.html>

問い合わせ 飯塚市役所 社会・障がい者福祉課

☎ 0948-22-5500(内線1152) fax 0948-21-6356

子ども医療

飯塚市内にお住まいのお子さんに対し、健康保険が適用される医療費の自己負担分の一部を助成します。

- ※「重度障がい者医療」に該当するお子さんは、小学校に入学するときに「重度障がい者医療」に切り替わります。

対象

通院 / 中学校3年生まで
入院 / 18歳到達後、最初の3月31日まで

問い合わせ 飯塚市役所 医療保険課

☎ 0948-22-5500(内線1033~1035) fax 0948-25-0560

重度障がい者医療

飯塚市内にお住まいの重度の障がいの方に対し、健康保険が適用される医療費の自己負担分を助成します。

- ※小学校に入学する前までは「子ども医療」が適用されますが、小学校に入学すると「重度障がい者医療」に切り替わります。

対象

- ・身体障がい者手帳1級または2級・療育手帳A判定
- ・知能指数36以上50以下かつ身体障がい者手帳3級
- ・精神障がい者保健福祉手帳1級

問い合わせ 飯塚市役所 医療保険課

☎ 0948-22-5500(内線1033~1035) fax 0948-25-0560

精神通院医療

精神疾患の通院医療を受ける場合に費用の一部を公費で負担します。原則として1割が自己負担となります。

- ※ 助成の対象は、指定医療機関の治療費のみとなります。

対象

統合失調症、中毒性精神病、精神病質その他の精神疾患を有する者

問い合わせ 飯塚市役所 社会・障がい者福祉課

☎ 0948-22-5500(内線1151) fax 0948-21-6356

このような支援もあります

産科医療補償制度

お産に関連して重度脳性まひとなり、補償の対象に認定された場合、一時金と分割金をあわせ総額3,000万円が支払われます。補償申請期限は、お子さんの満5歳の誕生日までです。

対象

■ 2015年から2021年までに出生したお子さんの場合

- ① 出生体重1,400g以上かつ在胎週数32週以上、または在胎週数28週以上で所定の要件
- ② 先天性や新生児期の要因によらない脳性まひ
- ③ 身体障がい者手帳1・2級相当の脳性まひ

■ 2022年以降に出生したお子さんの場合

- ① 在胎週数28週以上
- ② 先天性や新生児期の要因によらない脳性まひ
- ③ 身体障がい者手帳1・2級相当の脳性まひ

問い合わせ 出産した分娩機関または産科医療補償制度専用コールセンター

☎ 0120-330-637 受付時間：午前9時～午後5時(土日祝日・年末年始を除く)

手当などについて



お子さんやご家族を支援するための手当があります。該当する手当を積極的に活用して、療育や相談、さまざまな体験活動などお子さんに役立つ支援につなげてください。

20歳未満の重度・中度の身体または知的障がいのあるお子さんを監護・養育している方に支給される手当です。申請が必要です。

※原則、診断書によって手当が受けられるかの判定が行われるため、障がい者手帳をお持ちでないお子さんも対象になる場合があります。

対象者	重度の障がい児を監護・養育している方⇒手当1級
	中度の障がい児を監護・養育している方⇒手当2級
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> 申請書(窓口にあります) 申請者と対象児童の戸籍謄本 世帯全員の住民票 申請者名義の通帳 診断書、障がい者手帳など
支給月額	手当1級 55,350円 手当2級 36,860円 (令和6年4月現在) ※4・8・11月に4ヶ月分振り込まれます。
窓口	飯塚市役所 こども家庭課 ☎ 0948-22-5500(内線1114) fax 0948-21-9508

重度の障がいがあり、日常生活において常に介護を必要とする20歳未満の方に支給される手当です。

対象者	重度の障がいがあり、20歳未満の在宅の方 ※障がいの要件についてはお問い合わせください。
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> 認定請求書、所得状況書(窓口にあります。) 診断書 印かん・障がい者手帳・マイナンバー・通帳
支給月額	月額 15,690円 (令和6年4月現在) ※2・5・8・11月に3ヶ月分振り込まれます。
窓口	飯塚市役所 社会・障がい者福祉課 ☎ 0948-22-5500(内線1151) fax 0948-21-6356

お子さんが20歳になったら…

障がい児福祉手当を受給されているお子さんが20歳になったら、20歳以上の方が対象となる「特別障がい者手当(下記に掲載)」を個別にご案内します。特別障がい者手当の受給要件は、障がい児福祉手当の要件とは、異なっているのでご注意ください。その他にも20歳になると「障がい年金」が受けられる場合があります。



● 特別障がい者手当 ●

重度の障がいがあり、日常生活において常に介護を必要とする20歳以上の方に支給される手当です。

対象者	重度の障がいがあり、20歳以上の在宅の方 ※障がいの要件についてはお問い合わせください。
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> 認定請求書、所得状況書(窓口にあります。) 診断書 印かん・障がい者手帳・マイナンバー・通帳
支給月額	月額28,840円 (令和6年4月現在) ※2・5・8・11月に3ヶ月分振り込まれます。
窓口	飯塚市役所 社会・障がい者福祉課 ☎ 0948-22-5500(内線1151) fax 0948-21-6356

● 障がい(基礎・厚生(共済))年金 ●

障がいの状況などにより20歳から請求できる障がい基礎年金と、初診のときに厚生年金、共済組合に加入していた場合に請求できる障がい厚生(共済)年金があります。

対象者	法令で定められた障がい状態である20歳以上の方
内容	年金の級(障がい者手帳の等級とは異なる)などに応じて金額が異なります。
備考	障がいの状況などの受給の要件がありますので、事前にご相談ください。ご相談は20歳前でも可能です。 ※ご相談の際は、「傷病名、初診日、通院履歴」をメモしておくことが円滑にすすみます。
窓口	基礎年金 ・20歳到達により年金を申請する場合 ・初診のときに国民年金に加入している自営業や学生、無職の方(第1号被保険者)の場合 飯塚市役所 医療保険課 年金係 ☎ 0948-22-5500(内線1031,1032) fax 0948-25-0560
	厚生年金 ・初診のときに厚生年金、共済組合に加入していた方(第2号被保険者)、またはその方に扶養されていた方(第3号被保険者)の場合 直方年金事務所または所属していた共済組合 ☎ 0949-22-0891 fax 0949-28-0549

日々の生活の中での免除や割引など



手帳の交付を受けることで税金が減免されたりします。また、交通機関を安く利用できる制度があります。障がい者手帳は、常に持ち歩きさまざまな制度をご活用ください。

所得税、市・県民税の控除

対象者	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方、または扶養している方	
内容	所得税、市・県民税が控除または減免されます。 ※障がいの程度や収入に応じて控除される内容が異なりますので、下記までお問い合わせください。	
窓口	所得税	飯塚税務署(芳雄町 13-6 飯塚合同庁舎内) ☎ 0948-22-6710 fax 092-411-0124 ※この fax は聴くことや話すことが不自由な方のための相談専用です。この fax を利用して書類の提出はできません。
	市県民税	飯塚市役所 税務課 市民税係 ☎ 0948-22-5500(内線 1058 ~ 1061) fax 0948-21-2066

※紙おむつ・ストーマ装具の税金の医療費控除については p.32 に掲載しています。

自動車(軽自動車)税の減免

対象車種	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方、または同一生計の親族が所有し、障がいのある方のために使用する車両(等級の内容で対象外となる場合もあります)	
内容	自動車(軽自動車)税が減免されます。 ※障がいの程度によっては対象とならない場合がありますので下記までお問い合わせください。	
窓口 ※軽自動車税については、申請受付期間は毎年5月1日(土・日曜日の場合は翌開庁日)から5月末(土・日曜日の場合は翌開庁日)までです。	環境性能割	【普通自動車、軽自動車】 飯塚・直方県税事務所庄内分室(仁保 23-44) ☎ 0948-82-1010 fax 0948-82-4359
	種別割	【普通自動車】 飯塚・直方県税事務所(新立岩 8-1 飯塚総合庁舎 1 階) ☎ 0948-21-4922 fax 0948-23-3806
		【軽自動車】 飯塚市役所 税務課 市民税係 ☎ 0948-22-5500(内線 1058 ~ 1061) fax 0948-21-2066

NHK 放送受信料の免除

対象者	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方	
内容	NHK 放送受信料が全額または半額に免除されます。	
	全額免除	世帯に属する方全員が非課税の場合
窓口	半額免除	世帯主かつ NHK の契約者が下記のいずれかの手帳を交付されている場合 ・身体障がい者手帳 1 級、2 級、視覚、聴覚 ・療育手帳 A 判定 ・精神障がい者保健福祉手帳 1 級
	飯塚市役所 社会・障がい者福祉課 障がい者福祉係 ☎ 0948-22-5500(内線 1151) fax 0948-21-6356	



有料道路の割引

対象者	身体障がい者手帳、療育手帳(Aのみ)の交付を受けている方、またはそのご家族の方(ご家族が運転される場合「第1種」の手帳に限りです。)	
内容	支払い時に障がい者手帳の掲示で通常料金の半額割引(ETC の場合は掲示する必要はありません。)	
手続きに必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者手帳(身体障がい者手帳、療育手帳) 運転者の免許証の写し 個人名義の車検証(更新の際も必要です) <p><ETC を利用する場合は下記のものも必要です。></p> <ul style="list-style-type: none"> ETC カード(障がい者手帳をお持ちの方の名義。未成年の場合は、保護者の名義のもの。) ETC のセットアップ申込書、証明書 <p>※車検証の名義は、家族の方や日常的に介護している方などに限ります。 ※利用する前に手続きを行ってください。 ※更新の手続きは 2 カ月前からできます。 ※レンタカーや代車は登録できません。</p>	
	窓口	飯塚市役所 社会・障がい者福祉課 障がい者福祉係 ☎ 0948-22-5500(内線 1151) fax 0948-21-6356

市予約乗合タクシー・コミュニティバスの運賃の割引

対象者	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方 [障がい者手帳アプリ(ミライロID)をお持ちの方]
内容	① 予約乗合タクシー、コミュニティバス(宮若・飯塚線を除く) 支払い時に障がい者手帳または、ミライロIDの提示で100円割引 ※障がい者と同時に同一区間で乗車する介護者1名(障がい者1名につき)も割引対象 ※エリアワゴン・路線ワゴンは介護者(1名)のみ割引対象(無料) <割引後の運賃> 予約乗合タクシー…200円 コミュニティバス…100円 ② コミュニティバス宮若・飯塚線 支払い時に障がい者手帳または、ミライロIDの提示で運賃半額(10円未満は切り上げ)
手続き	予約乗合タクシーのみ事前の利用者登録が必要です。
窓口	飯塚市役所 地域公共交通対策課 ☎0948-22-5500(内線 1442) fax0948-22-5526

その他の交通機関の割引

対象者	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方
内容	各交通機関によって対象となる障がいや割引率が異なります。
窓口	【電車】JR新飯塚駅 ☎ 0948-22-0421 fax 0948-22-9645 【バス】西鉄飯塚バスターミナル ☎ 0948-22-3001 fax 0948-25-1844 など、それぞれの交通機関までお問い合わせください。

★このような支援もあります★

身体障害者等除外指定車標章

車両の前面の見やすいところに、標章を提示しているときは、駐車禁止場所(法定の駐車禁止場所、駐停車禁止場所等を除く)に他の交通の妨げにならない限り駐車できます。標章は警察署交通課に申請すれば交付されます。

対象 身体障がい者手帳(障がいの内容によって等級に制限がありますので、くわしくはお問い合わせください)、療育手帳A判定、精神障がい者保健福祉手帳1級の交付を受けている方

問い合わせ 飯塚警察署交通課
☎/fax 0948-21-0110



市営駐車場の割引

対象者	身体障がい者手帳1～3級(下肢障がいのみの場合は4級まで)、療育手帳A判定、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方
内容	支払い時に障がい者手帳の掲示で基本料金のみ無料
手続き	対象の方は、あらかじめ障がい者手帳の中に証明印を押していますので、手続きは必要ありません。
窓口	飯塚市役所 社会・障がい者福祉課 障がい者福祉係 ☎ 0948-22-5500(内線 1151) fax 0948-21-6356



福祉タクシー利用券

対象者	下記の障がい者手帳を交付されており、世帯全員が非課税で在宅の方 ・身体障がい者手帳1級 ・視覚、下肢、体幹の障がいの単独等級が2級 ・療育手帳A判定 ・精神障がい者保健福祉手帳1級 ・人工透析の治療を受けている方
内容	支払い時にタクシー利用券の提出で、基本料金を助成 ※小型タクシーに限ります。
手続きに必要なもの	・障がい者手帳 ・印かん ※その年度の3月分までの利用券を発行しますので、次の年度になると 再度申請が必要となります。(4月より受付開始)
窓口	飯塚市役所 社会・障がい者福祉課 障がい者福祉係 ☎ 0948-22-5500(内線 1151) fax 0948-21-6356



タクシー運賃の割引

対象者	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方
内容	支払い時に障がい者手帳の掲示で料金の1割引
手続き	必要ありません。
窓口	飯塚旅客自動車協同組合 ☎ 0948-22-3288 fax 0948-29-3591

ライフステージに合った支援について

ライフステージごとにおける具体的な内容

乳幼児期



● 新生児訪問・乳幼児健診・育児相談

発達に心配があるときは、いつでもご相談ください。関係機関につないでくれます。相談してみることで、さまざまな気づきや学びがあります。専門家に様子を見てもらうことで適切なアドバイスがもらえます。子どもの発達不安だけではなく、親の育児不安など様々な子育ての悩みや心配を相談できます。

● 療育における支援

さまざまな児童発達支援センターや小児のリハビリ施設のある病院などでは、それぞれ子どものためのカリキュラムを組み立てています。リトミックや音楽療法など取り入れているところもあり、子どもの発達をうながします。

● 保育所(園)・幼稚園・認定こども園・特別支援学校 幼稚部

「保育所(園)・幼稚園・認定こども園」では、お子さんの状況に応じて先生の配置状況を調整することができます。ただし、園によって条件が異なるので、各園に確認してください。「特別支援学校 幼稚部」では、お子さんの状態に応じて、より専門的な指導を行っています。

巡回相談事業(乳幼児育成指導事業)

こども家庭課母子保健係(市役所)の保健師と臨床心理士等が、市内の各保育所(園)・こども園や幼稚園を訪問し、発達が気になるお子さんへ早い時期から支援を行えるようにしています。



ふくおか・まごころ駐車場制度



利用証のデザイン

- 赤色…車いす常時利用の身障者で自ら運転する人
- 緑色…身体・知的・精神障がいのある人、高齢者(要介護)、難病患者
- オレンジ色…妊産婦、けが人

障がいのある方など車の乗り降りや移動に配慮の必要な方や妊産婦(妊娠7ヶ月～産後3ヶ月)が、公共施設、店舗等の指定された駐車場等に車を止めて、安全かつ安心して施設を利用できるように支援する制度が平成24年2月から始まりました。対象となる方には「ふくおか・まごころ駐車場」の利用証を交付しています。

※利用証の交付は、お体の状況によって制限があります。くわしくは下記までお問い合わせいただくか、県庁ホームページをご覧ください。

【申請・問い合わせ】

嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 総務企画課
(飯塚総合庁舎2階)
☎ 0948-21-4911 fax 0948-24-0186

【福岡県庁ホームページ】

ふくおか・まごころ駐車場



前方ミラーにかけて見える場所に提示



★このような支援もあります★
災害のときの福祉避難所



大規模災害などで避難生活が長期化するおそれがあり、高齢や障がいなどの理由で、公共施設などの指定避難所での生活が困難な方のために、市が開設する二次的な避難所「福祉避難所」というものがあります。最初から開設されるわけではありません。まずは、お近くの指定避難所に避難してください。

事業所名	住所	電話番号
障がい者支援施設 笠置寮 福祉型障がい児入所施設 穂波学園	〒820-0051 飯塚市庄司 1150	0948-22-3022
指定障がい者支援施設 笠松あんじゃ園	〒820-0111 飯塚市有安 959-4	0948-82-0153
しょうがい者支援施設 大地の森	〒820-1113 飯塚市佐與字尾笠 1497-2	0948-92-5055
セルフちくほ	〒820-0701 飯塚市長尾 516-1	0948-72-3113
障がい者支援施設 桂木とくのみ園	〒820-0049 飯塚市建花寺 975-1	0948-29-8800
障害者支援施設 梅香苑	〒820-0046 飯塚市大日寺 1213-1	0948-25-7500
障がい者支援施設 光ヶ丘学園	〒820-1111 飯塚市勢田 119-14	0948-96-2001
障がい者支援施設 あかね園	〒820-0704 飯塚市阿恵 1633	0948-72-0502

学齡期



申請する場所・問い合わせ

飯塚市役所 学校教育課 学校人権教育室
☎ 0948-22-5500(内線 1626)
fax 0948-29-5440

● 小学校・中学校・特別支援学校 小学部・特別支援学校 中学部

小・中学校では、「通級指導教室」や「特別支援学級」を設け、お子さん状態に応じて指導を行っています。放課後や春夏冬休みに利用できる児童クラブ(学童保)においても、お子さんの状況に応じて支援員を加配することができます。また、より専門的な指導を行う「特別支援学校」もあります。「特別支援学級」と「特別支援学校」では、一部の教科や活動の時間に他の学級や居住地区に参加する交流・共同学習も行います。

小学校等へ入学を迎える前まで

お子さんの成長で気になることや不安なことがあるときは、日頃からp. 2の相談機関に相談したり、記録を残しておいたりするようにしましょう。ここでは、成長や発達で気になることがあるお子さんが、安心して学校生活が始められるようにするための流れを説明します。

入学前の一年間の流れ

気になることがあるときは事前相談



各保育所や幼稚園、相談機関などに相談する場合は、余裕をもって就学相談会の前の4月頃から相談しましょう。

7月ごろ 就学相談会



相談員がお子さんの成長や発達の不安や悩みをお聞きし、就学について必要な情報の提供を行います。相談会の日時は市報やホームページでご案内しますので、上記まで申し込みください。

8~9月ごろ 就学指導委員会



就学相談会でのお子さんの状況に応じて就学指導委員会を行います。お子さんの状況をもとに、専門家や保護者のご意見を聞きながら、お子さんにあった進学先を一緒に考えていきます。

~1月 入学先の決定



秋から1月ごろにかけて、入学先が決まります。

4月~ 学校生活スタート



お子さんが安心して学校生活を始められるように環境を整えていきますが、不安になったときは、各学校もしくは上記の問い合わせ先までご相談ください。



ふくおか就学サポートノート

「ふくおか就学サポートノート」とは、成長が気になるお子さんの入学に向けて、保護者の方(または本人)が主体となって成長の記録をまとめるためのノートです。お子さんと関わる方(学校の先生や福祉施設の担当者など)が、お子さんの情報を共有することで、お子さんが一貫した支援を受けやすくなります。また、就学・進学しても、お子さんの情報を引き継ぐことができるので、継続した支援につながります。



1 「ふくおか就学サポートノート」を入手する。

このノートは自由にダウンロードできます。ページを追加したり、縮小印刷したりするなど、工夫して活用することができます。

ふくおか就学サポートノート



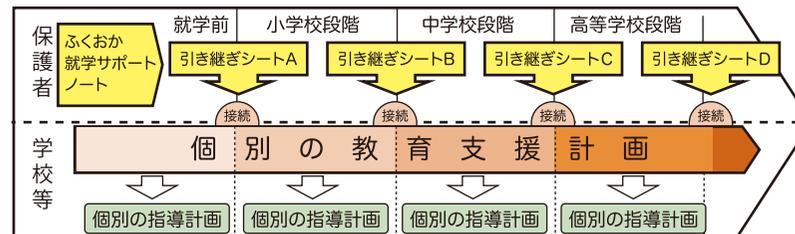
2 情報を記入して保管する。

保護者や本人だけでなく、保育所(園)や幼稚園などの先生方に協力してもらいながら記入しましょう。項目のすべてを記入する必要はなく、書けるところから書き始めるとよいでしょう。また、作成したサポートノートは、将来、支援を考える際のヒントになるので、母子健康手帳などとともに大切に保管しましょう。



3 「引き継ぎシート」を使って学校に伝える。

保護者が、情報を知ってほしい相手(学校や相談機関など)に、このノートを直接見せたり必要な部分の写し(コピー)を渡したりします。就学・進学先の学校に伝える際は、「引き継ぎシート」を活用してください。その際、保護者が直接伝える方法もありますが、保育所(園)や幼稚園、学校、教育委員会等を通じて伝えるとスムーズです。



お子さんに気になることが出てきたときや、安心した学校生活を送れるよう現在のお子さんの状態や支援内容・方法を学校に伝えたいとき…ぜひ作成し、活用してみてください。



飯塚市で行われている支援教育

通級指導教室

通常の学級に在籍し、ほとんどの教科を通常の学級で受けながら、必要に応じて個別指導を中心とした特別な指導を受けることができます。

対象者 学習障がい(LD)、注意欠如多動症(ADHD)、言語障がい

【飯塚市内の通級指導教室一覧】

※この情報は、令和5年4月時点の情報です。入学予定のお子さんや在籍しているお子さんの状況に応じて、設置状況も変わります。また、下記以外の学校に在籍していても、通級指導教室の時間のみ保護者などの送迎によって指導を受けることができます。まずは、入学前の「飯塚市就学相談会」もしくは「在籍している学校や担任の先生」にご相談ください。

【令和5年4月現在】

学校名	住所	電話番号	fax番号	区分
飯塚小学校	西徳前2-6	0948-22-3230	0948-22-3073	LD/ADHD
高田小学校	高田701-1	0948-22-3328	0948-21-0145	LD/ADHD
飯塚第一中学校	新立岩16-18	0948-22-0553	0948-22-0704	LD/ADHD
伊岐須小学校	伊岐須843	0948-22-2349	0948-22-2425	言語障がい

特別支援学級

障がいの状況に応じて、少人数学級においてきめ細かな指導を受けることができます。

※入学前のお子さんや在籍しているお子さんの状況に応じて、設置状況も変わりますので、まずは入学前の「飯塚市就学相談会」もしくは「飯塚市役所 学校教育課 学校人権教育室」にご相談ください。

対象者 肢体不自由、知的障がい、自閉症・情緒障がい、病弱、難聴、弱視

【申し込み・問い合わせ】

飯塚市役所 学校教育課 学校人権教育室

☎ 0948-22-5500(内線1626) fax 0948-29-5440

飯塚市就学相談会 ⇒ p.45~

飯塚市立小学校・中学校一覧

【令和5年4月現在】

	学校名	郵便番号	住所	電話番号	fax番号
1	鯉田小学校	820-0001	鯉田1263番地	0948-22-3299	0948-22-3390
2	立岩小学校	820-0003	立岩1176番地1	0948-22-0005	0948-22-0029
3	飯塚東小学校	820-0012	下三緒54番地	0948-22-3267	0948-22-3489
4	菰田小学校	820-0016	菰田東2丁目19番5号	0948-22-0560	0948-22-0569
5	飯塚小学校	820-0031	西徳前2番6号	0948-22-3026	0948-22-3073
6	片島小学校	820-0068	片島3丁目8番5号	0948-22-0289	0948-22-0467
7	伊岐須小学校	820-0053	伊岐須843番地	0948-22-2349	0948-22-2425
8	幸袋小学校	820-0065	中730番地1	0948-22-0613	0948-22-2954
9	飯塚鎮西小学校	820-0046	大日寺141番地	0948-22-0298	0948-24-4513
10	八木山小学校	820-0047	八木山693番地1	0948-22-2951	0948-22-2938
11	颯田小学校	820-1112	鹿毛馬1667番地2	0948-92-0126	0948-92-0180
12	庄内小学校	820-0111	有安1番地22	0948-82-1202	0948-82-0004
13	内野小学校	820-0706	内野3537番地1	0948-72-0155	0948-72-0178
14	上穂波小学校	820-0705	筑穂元吉430番地	0948-72-0014	0948-72-2922
15	大分小学校	820-0712	大分1985番地1	0948-72-0106	0948-72-2592
16	穂波東小学校	820-0073	平恒1021番地1	0948-22-0579	0948-22-0535
17	若菜小学校	820-0089	小正249番地2	0948-22-0581	0948-21-0336
18	椋本小学校	820-0077	椋本16番地2	0948-22-1068	0948-22-1345
19	高田小学校	820-0079	高田701番地1	0948-22-3328	0948-21-0145
1	飯塚第一中学校	820-0004	新立岩16番18号	0948-22-0553	0948-22-0704
2	飯塚第二中学校	820-0011	柏の森483番地	0948-22-3713	0948-22-3909
3	二瀬中学校	820-0053	伊岐須740番地	0948-22-0388	0948-22-0455
4	幸袋中学校	820-0065	中730番地1	0948-22-2924	0948-22-2954
5	飯塚鎮西中学校	820-0046	大日寺141番地	0948-24-4432	0948-24-4513
6	颯田中学校	820-1112	鹿毛馬1667番地2	0948-92-0126	0948-92-0180
7	庄内中学校	820-0101	綱分1000番地1	0948-82-1201	0948-82-0019
8	筑穂中学校	820-0701	長尾903番地1	0948-72-0103	0948-72-0158
9	穂波東中学校	820-0073	平恒1021番地1	0948-22-1052	0948-22-0535
10	穂波西中学校	820-0011	椿250番地1	0948-22-1049	0948-29-0021

特別支援学校について

一人一人の障がいの状態に応じて、専門性の高い教職員による少人数学級においてきめ細やかな指導を受けることができます。

対象者 肢体不自由 視覚障がい 聴覚障がい 病弱 知的障がい

【飯塚市にお住まいの方が通学可能な学校】

※ 訪問教育については、飯塚市まで来ない学校もあります。各学校へご確認ください。

※ この校区割は令和5年度のものです。

障がい種別	学校名／住所／連絡先	幼	小	中	高	高専	訪問教育	寄宿舎
知的障がい	県立嘉穂特別支援学校 嘉麻市鴨生328-1 ☎ 0948-42-1511 fax 0948-42-4508		●	●			●	
	県立直方特別支援学校 直方市下境410-2 ☎ 0949-24-5570 fax 0949-24-5508		●	●	●			●
	県立特別支援学校「北九州高等学園」 中間市大辻町18-1 ☎ 093-246-3000 fax 093-246-3010				●			●
	県立特別支援学校「福岡高等学園」 筑紫野市古賀304 ☎ 092-921-2244 fax 092-928-0845				●			●
視覚障がい	県立福岡視覚特別支援学校 筑紫野市牛島114 ☎ 092-924-1101 fax 092-928-8742	●	●	●				●
	県立福岡高等視覚特別支援学校 筑紫野市牛島151 ☎ 092-925-3053 fax 092-925-5061				●	●		●
	県立北九州視覚特別支援学校 北九州市八幡東区高見5丁目1-12 ☎ 093-651-5419 fax 093-651-9095	●	●	●		●		●
聴覚障がい	県立直方特別支援学校 直方市下境410-2 ☎ 0949-24-5570 fax 0949-24-5508	●	●	●				
	県立福岡高等聴覚特別支援学校 福岡市早良区荒江3丁目2-2 ☎ 092-845-6931 fax 092-822-6503				●	●		●

障がい種別	学校名／住所／連絡先	幼	小	中	高	高専	訪問教育	寄宿舎
不自由	県立直方特別支援学校 直方市下境410-2 ☎ 0949-24-5570 fax 0949-24-5508		●	●	●		●	
病弱	県立古賀特別支援学校 古賀市千鳥4丁目3-1 ☎ 092-943-8674 fax 092-943-9159		●	●				

【福岡県内特別支援学校一覧】

県内の特別支援学校の一覧です。県立は希望（保護者の勤務先や連携している病院が近くにあるなど緊急時に対応がしやすい場合）すれば、入学することが可能ですが、市立の場合はそこに住んでいる方のみが対象です。

筑豊地区

障がい種別	学校名／住所／連絡先	設置学部					訪問教育	寄宿舎
		幼	小	中	高	高専		
県立学校	嘉穂特別支援学校 嘉麻市鴨生328-1 ☎ 0948-42-1511 fax 0948-42-4508		●	●			●	
	直方特別支援学校 直方市下境410-2 ☎ 0949-24-5570 fax 0949-24-5508		●	●	●		●	●
	川崎特別支援学校 田川郡川崎町川崎2343 ☎ 0947-72-7788 fax 0947-72-6701		●	●			●	
	特別支援学校「北九州高等学園」 中間市大辻町18-1 ☎ 093-246-3000 fax 093-246-3010				●		●	●

このような支援もあります

肢体不自由高校生への奨学金

福岡県内に居住する肢体不自由児で、高等学校に在学する生徒に対して、年額35,000円の奨学金を交付する制度です。

対象	身体障がい者手帳5級以上で肢体不自由な高等学校在学学生、および来春高等学校入学予定の生徒	窓口 福岡県肢体不自由児協会 ☎/fax 092-584-5723
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・肢体不自由高校奨学生採用願書 ・肢体不自由高校奨学生推薦書 ・前年度課税証明書（または源泉徴収票） ・印かん 	

福岡地区

学校名 / 住所 / 連絡先	障がい種別	設置学部					訪問教育	寄宿舎
		幼	小	中	高	高専		
福岡聴覚特別支援学校 福岡市早良区荒江3丁目2-1 ☎ 092-821-1212 fax 092-822-9861	聴覚障がい	●	●	●				●
福岡高等聴覚特別支援学校 福岡市早良区荒江3丁目2-2 ☎ 092-845-6931 fax 092-822-6503	聴覚障がい				●	●		●
古賀特別支援学校 (小・中学校)古賀市千鳥4丁目3-1 ☎ 092-943-8674 fax 092-943-9159 (高校)古賀市千鳥3丁目4-1 ☎ 092-942-7175 fax 092-944-4562	知的障がい 病弱		●	●	●		●	
福岡特別支援学校 糟屋郡新宮町緑ヶ浜4丁目1-1 ☎ 092-963-0031 fax 092-963-3271	肢体不自由		●	●	●			●
太宰府特別支援学校 太宰府市大字大佐野557-1 ☎ 092-924-5055 fax 092-924-5089	知的障がい 肢体不自由		●	●	●			●
福岡視覚特別支援学校 筑紫野市牛島114 ☎ 092-924-1101 fax 092-928-8742	視覚障がい	●	●	●				●
福岡高等視覚特別支援学校 筑紫野市牛島151 ☎ 092-925-3053 fax 092-925-5061	視覚障がい				●	●		●
特別支援学校「福岡高等学園」 筑紫野市古賀304 ☎ 092-921-2244 fax 092-928-0845	知的障がい				●			●
福岡中央特別支援学校 福岡市中央区地行浜2丁目1-18 ☎ 092-847-2789 fax 092-847-2790	知的障がい		●	●	●		●	
若久特別支援学校 福岡市南区若久2丁目3-13 ☎ 092-551-2652 fax 092-551-5551	知的障がい		●	●	●			
屋形原特別支援学校 福岡市南区屋形原2丁目31-1 ☎ 092-565-4901 fax 092-565-4930	知的障がい 病弱		●	●	●		●	
南福岡特別支援学校 福岡市博多区西月隈5丁目6-1 ☎ 092-581-2242 fax 092-581-2988	肢体不自由		●	●	●			●
東福岡特別支援学校 福岡市東区青葉3丁目8-1 ☎ 092-691-5402 fax 092-691-5401	知的障がい		●	●	●		●	
生の松原特別支援学校 福岡市西区野方7丁目825 ☎ 092-812-0151 fax 092-812-0152	知的障がい		●	●	●			

福岡地区

学校名 / 住所 / 連絡先	障がい種別	設置学部					訪問教育	寄宿舎
		幼	小	中	高	高専		
今津特別支援学校 福岡市西区今津5413 ☎ 092-806-8181 fax 092-806-8180	肢体不自由		●	●	●			●
特別支援学校「博多高等学園」 福岡市博多区下呉服町10-40 ☎ 092-263-9300 fax 092-263-9301	知的障がい				●			

北九州地区

学校名 / 住所 / 連絡先	障がい種別	設置学部					訪問教育	寄宿舎
		幼	小	中	高	高専		
小倉聴覚特別支援学校 北九州市小倉北区三郎丸2丁目9-1 ☎ 093-921-3600 fax 093-931-9904	聴覚障がい	●	●	●				
北九州視覚特別支援学校 北九州市八幡東区高見5丁目1-12 ☎ 093-651-5419 fax 093-651-9095	視覚障がい	●	●	●			●	●
門司総合特別支援学校 北九州市門司区矢筈町13-1 ☎ 093-372-6631 fax 093-372-6632	知的障がい 病弱		●	●	●			
小倉北特別支援学校 北九州市小倉北区下到津4丁目3-1 ☎ 093-592-2103 fax 093-592-2104	知的障がい		●	●	●			
小倉総合特別支援学校 北九州市小倉南区春ヶ丘10-3 ☎ 093-921-0075 fax 093-921-0190	肢体不自由 病弱		●	●	●		●	●
小倉南特別支援学校 北九州市小倉南区若園4丁目1-1 ☎ 093-921-5511 fax 093-921-3766	知的障がい		●	●	●			●
小池特別支援学校 北九州市若松区小敷583-1 ☎ 093-601-1298 fax 093-601-1299	知的障がい		●	●	●			
八幡特別支援学校 北九州市八幡西区鷹の巣3丁目7-1 ☎ 093-641-8675 fax 093-641-3738	知的障がい		●	●	●			
八幡西特別支援学校 北九州市八幡西区下上津役4丁目8-2 ☎ 093-612-2210 fax 093-612-2271	肢体不自由 病弱		●	●	●		●	●
特別支援学校「北九州中央高等学園」 北九州市戸畑区沢見1丁目3-47 ☎ 093-861-0112 fax 093-861-0114	知的障がい				●			

京築地区

学校名 / 住所 / 連絡先	障がい種別	設置学部					訪問教育	寄宿舎
		幼	小	中	高	高専		
県立学校 築城特別支援学校 築上郡築上町築城1561 ☎ 0930-52-3121 fax 0930-52-1574	知的障がい	●	●	●				
	肢体不自由	●	●	●			●	

筑後地区

学校名 / 住所 / 連絡先	障がい種別	設置学部					訪問教育	寄宿舎	
		幼	小	中	高	高専			
県立学校 小郡特別支援学校 小郡市下岩田2341-3 ☎ 0942-73-3437 fax 0942-72-9217 久留米聴覚特別支援学校 久留米市高良内町2935 ☎ 0942-44-2304 fax 0942-45-0139 田主丸特別支援学校 久留米市田主丸町石垣1190-1 ☎ 0943-73-1537 fax 0943-72-4341 柳河特別支援学校 柳川市三橋町今古賀170 ☎ 0944-73-2263 fax 0944-73-6291 柳河特別支援学校大牟田分教室 大牟田市大字橋1044-1 ☎ 0944-58-0308 fax 0944-58-0308 筑後特別支援学校 筑後市下北島318 ☎ 0942-53-0528 fax 0942-52-0329	知的障がい		●	●	●		●		
	聴覚障がい	●	●	●					
	肢体不自由		●	●	●			●	
	視覚障がい	●	●	●				●	
	肢体不自由		●	●	●			●	
	病弱		●	●	●				
市立学校 大牟田市立大牟田特別支援学校 大牟田市天道町24 ☎ 0944-56-9671 fax 0944-52-0111 久留米市立久留米特別支援学校 久留米市南1丁目2-1 ☎ 0942-39-6131 fax 0942-39-6132	知的障がい		●	●	●		●	●	
	知的障がい		●	●	●		●		



青年期



学校を卒業した後の進路としては、

- ・企業に就労する
- ・福祉サービスを利用して施設に通う
- ・福祉サービスを利用して施設やグループホームに入所する

というように、さまざまな選択肢があります。ここでは、特に「福祉サービスを利用して施設に通う」場合について、ご紹介します。

生活・就学・仕事を中心とした福祉サービスの紹介

生活を中心としたサービス

●生活介護

常時介護を必要とする方(障がい支援区分3以上の方)に、主に昼間、入浴や排せつなどの介護を行うとともに、創作的な活動または生産活動の機会を提供します。活動内容は、お菓子作りや手芸、農耕作業など施設ごとにさまざまです。



●自立訓練

自立した日常生活が送れるように、一定期間、身体機能または生活能力の向上のための訓練を行います。



就学を中心としたサービス

●重度訪問介護利用者の大学修学支援事業

重度の障がいを持つ大学等の学生が修学するために必要な支援体制を大学等が構築できるまでの間において、学校内での活動(排せつや食事等を含む)と大学等への移動について、ヘルパーが支援します。



問い合わせ

学校と連携をとりながら卒業後の生活のしかたについて支援をしていきますので、ぜひご相談ください。

飯塚市役所 社会・障がい者福祉課 障がい者自立支援係
☎ 0948-22-5500(内線1156、1157) fax 0948-21-6356

仕事を中心としたサービス

●就労移行支援

就労に向けて、必要な知識及び能力向上のための訓練を行います。また、本人に合った職場を探したり、就労後の定着のための支援をします。

●就労定着支援

生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を利用後、一般就労した際に、相談・指導・助言等の支援を行います。

●就労継続支援 A 型(雇用型)

特別支援学校などを卒業して就職活動を行ったが、雇用に結び付かなかった方に、雇用契約に基づいて就労の機会を提供します。

●就労継続支援 B 型(非雇用型)

就労移行支援を利用した結果、福祉的な就労の場が適当と判断された方に、就労の機会や生産活動の場を提供します。

サービス利用のためのポイント

- 特別支援学校等で行う体験実習などを通して、お子さんにどのようなサービスがあるのかを確認しましょう。
- 施設を探したいときなどは、p. 3 の相談支援事業所に相談することができます。
- サービスを利用する場合は p.13 ~ 14 の「サービス利用の流れ」に沿った申請が必要となります。
- 生活介護を希望する場合は、「障がい支援区分」の認定が必要となるので、卒業の3カ月前までに相談ください。
- 「就労継続支援 B 型」の利用については、まずは「就労移行支援」を利用し、その結果、「就労継続支援 B 型」の利用が適当と判断された方を対象としています。そのため、在学中の夏休みや冬休みに「就労移行支援」を暫定的に利用して、卒業する前から本人に合った施設を見つけることができます。

就職をサポートする窓口

就職を希望されている方一人ひとりの状況に合わせて、関係機関との連携をとりながら、就職とそれに伴う生活面の指導や助言などのサポートを行っています。卒業に向けての相談も出来ます。相談は無料です。ぜひご相談ください。

障がい者就業・生活支援センター BASARA

吉原町6番1号 あいタウン4階
 受付 月～金 午前9時～午後5時
 ☎ 0948-23-5560
 fax 0948-23-5700

筑豊若者サポートステーション

吉原町6番1号 あいタウン3階
 受付 月～土 午前10時～午後5時
 ☎ 0948-26-6711
 fax 0948-26-6712

当事者や家族の会などの情報



わが子はこの先どのように成長していくのだろうか？
 知りたいことはたくさんあるのに、ネットや本だけでは、わからないことがたくさんあります。実際に出会うことで得られる情報も多々あります。ここでは、市内や近郊で活動している団体やサークル、及び皆さんが参加している団体などをご紹介します。情報交換やお友だち作りの場としてご活用ください。
 ※コロナ禍で活動内容が変更している場合もあります。

ぼれぼれの会(障がいを考える会)

対象者	障がいのある子どもの家族、ボランティア
活動内容	「ぼれぼれ」は、スワヒリ語で「ゆっくり」とか「ぼちぼち」という意味があります。子どものゆっくりした成長を喜び合える仲間でありたいと思い、1997年に設立されました。会員は、主に飯塚市及び近郊に在住の障がいのある子どもの家族で、現在約20名で活動しています。子どもは高校生から30歳代で、障がいの種類は、脳性まひ、ダウン症、発達障害、遺伝子疾患などさまざまです。家族の悩みや不安は子どもの成長に合わせて変わっていきます。ひとりで悩まずに仲間と少しでも解決していきたいです。ここ数年、新型コロナウイルス感染症の拡大などで、活動が減っていましたが、年齢や障がいに合わせた活動をしたいと考えています。
問い合わせ	▶代表者名：金子(かねこ) ▶電話番号：090-5297-0611 ▶fax 番号：0948-28-3607 ▶E-mail：porewai@kag.bbiiq.jp

のんびりカフェ

対象者	障がいや発達の遅れのあるお子さんの保護者
活動内容	Green Terrace は、毎週金曜、土曜オープンするコミュニティカフェです。飲食の提供も行っていますが、社会的な居場所として、誰でも訪れることのできるカフェです。そこで、お子さんの障がいや発達の遅れに悩むお母さん方(お父さんなども可)との交流会を下記のように始めました。現在は、0歳～小学校のお子さんの保護者を対象にしています。いろんな情報を交換したり、同じような悩みを語り合う中で、子育てを頑張る元気と勇気が湧いてくるお茶会です。 ○時間：毎月第4金曜日 午前11時～12時(変更になる場合もあり) ○場所：Green Terrace(グリーンテラス) 飯塚市下三緒 35-541 ○参加費：200円(お茶菓子代) ※まずは、お気軽にお問い合わせください。
問い合わせ	▶代表者名：甲斐(かい) ▶電話番号：080-5202-3826 (LINE、ショートメールも可) ▶Facebook：Green Terrace(グリーンテラス)で検索

Warm Blue IIZUKA 実行委員会

対象者	自閉症を含む発達障がいのある子どもから大人に関わる保護者や支援者
活動内容	<p>Warm Blue IIZUKA は、発達障がいの当事者や保護者、支援者や地域住民により構成されている団体です。 主な活動は、下記の通りです。</p> <p>①発達障がいの啓発活動 ②支援者・教育関係者が学べる機会の提供 ③医療・教育・福祉の支援者が繋がる環境を整えること</p> <p>誰も「排除しない」「排除されない」まぜこぜの地域社会を目指して当団体を立ち上げました。障がいを個性のひとつとして捉え地域全体でこの個性を活かせる教育環境・職場環境を整えていけるよう、様々なイベントなどを通じて、障がいの有無に関わらず誰もが過ごしやすい街 IIZUKA を目指していくことを当団体のビジョンとしています。</p> <p>2019年より4月2～7日 世界自閉症啓発デー及び発達障がい啓発週間に飯塚市役所をテーマカラーであるブルーにライトアップして発達障がいへの理解や関心を深めるイベントを実施しています。</p>
問い合わせ	<p>▶実行委員長：相本(あいもと) ゆかり ▶電話番号：090-9651-7376 ▶E-mail：minnanoiizuka@gmail.com ★一緒に活動してくれるメンバーを募集しております。ご興味のある方は、お気軽にお問合せ下さい。</p>

Nっ子ネットワーク カンガルーの親子

対象者	早産や病気などの理由で小さく生まれたお子さんをお持ちのご家族 さまざまな理由でお子さんが NICU(新生児集中治療室)に入院中、または卒業されたご家族
活動内容	<p>カンガルーの親子のモットーは「お母さんの元気と笑顔が、子どもたちの一番の栄養!」です。不安な毎日だと思いますが、ひとりで悩まないでいろんな人と話をして情報交換をしませんか? きっと子育てに役立つ知恵と勇気が湧いてきますよ。NICU 卒業生のご家族だけでなく、NICU にお子さんが入院中のご家族の方も、お気軽にご参加ください。仲間同士のサポート(ピアサポート)を目的として活動しています。困ったことや相談事など会の SNS などを使い交流したり、後輩ママたちの力になったり、いろいろな形で支え合いながら、子育てしていきましょね。</p> <p>■主な活動…傾聴講座、家族交流会、写真展「手のひらに伝わる命の輝き」、出張おしゃべりサロン(北九州、柳川、博多)、文集・カンガルー通信の発行、啓蒙・講演会活動など</p> <p>※各活動の開催日や会場など下記のホームページなどでご確認ください。</p>
問い合わせ	<p>▶代表者名：登山 万佐子(とやま まさこ) ▶E-mail：kangaroo2007oyako@gmail.com ▶ホームページ：http://n-kan-oyako.moo.jp X(旧 Twitter)・facebook・Instagarm で最新情報をチェックできます。</p>

飯塚市手をつなぐ親の会

対象者	飯塚市在住の知的障がい児(者)と保護者、家族の方 活動に応援・協力・賛同していただける方(賛助会員、ボランティア)										
活動内容	<p>飯塚市手をつなぐ親の会は、飯塚市に在住する知的障がい児者とその保護者及び家族の会です。在宅、通所、入所、グループホームにかかわらず、どなたでも入会できます。現在の会員数は、正会員(含保護者、家族)、賛助会員を合わせ120名です。私たち「手をつなぐ親の会」は、飯塚市、市社会福祉協議会等の助成金と会員の方の自助努力、さらに地域住民の協力と互助関係によって運営しています。知的障がい児者が「一人の人間」として幸せな生活、最良の人生を送ること、また、自立を高めるとともに、福祉の向上に努めることに日々努力しています。多くの知的障がい児者と保護者、家族の方々が参加・入会されています。共に語り合い、共に励まし合い、共に頑張りましょう。また、活動に賛同され、賛助会員、ボランティアとして気軽に参加されることを切望します。</p> <p>○各支部の問合せ先</p> <table border="0"> <tr> <td>飯塚支部 支部長</td> <td>金光 慶子(0948-24-0104)</td> </tr> <tr> <td>穂波支部 支部長</td> <td>野口 昭子(080-5287-2148)</td> </tr> <tr> <td>庄内支部 支部長(会長)</td> <td>藤原 克美(090-7837-0884)</td> </tr> <tr> <td>筑穂支部 支部長</td> <td>山上 あけみ(090-1367-1604)</td> </tr> <tr> <td>穎田支部 支部長</td> <td>許斐 富子(090-7392-8471)</td> </tr> </table> <p>○活動内容：知的障がい児者の自立を目指したレクリエーション活動、講習会、勉強会、親子研修旅行(ボランティアとのふれあい交流、集団マナー及び食育教室)、社会参加を目的とした研修会(全国、九州、福岡県大会)</p> <p>○定例会：定期総会(年に1回、5月開催)、定期役員会(年5～6回開催)</p> <p>○年会費：3,000円</p>	飯塚支部 支部長	金光 慶子(0948-24-0104)	穂波支部 支部長	野口 昭子(080-5287-2148)	庄内支部 支部長(会長)	藤原 克美(090-7837-0884)	筑穂支部 支部長	山上 あけみ(090-1367-1604)	穎田支部 支部長	許斐 富子(090-7392-8471)
飯塚支部 支部長	金光 慶子(0948-24-0104)										
穂波支部 支部長	野口 昭子(080-5287-2148)										
庄内支部 支部長(会長)	藤原 克美(090-7837-0884)										
筑穂支部 支部長	山上 あけみ(090-1367-1604)										
穎田支部 支部長	許斐 富子(090-7392-8471)										
問い合わせ	<p>▶代表者名：藤原 克美(ふじわら かつみ) ▶電話番号：090-7837-0884 ▶fax 番号：0948-82-1787 ▶E-mail：spcm3nf9@grace.ocn.ne.jp ▶ホームページ：https://ikuseiizuka.web.fc2.com/</p>										

トロッコの会

対象者	障がい児・者の家族
活動内容	<p>トロッコの会」は、嘉麻市山田地区の障がい児の家族の集まりとして始まりまし。嘉麻市を中心に8家族で活動していますが、飯塚市の方の参加も可能です。トロッコの会では「喫茶トロッコ」の営業も行っています。ぜひいらしてください。</p> <p>○活動内容 親子活動など ○喫茶「トロッコ」 場 所：嘉麻市立山田図書館内 営業時間：毎週金曜・土曜 午前11時～午後3時</p>
問い合わせ	<p>▶代表者名：古賀 稲子(こが いねこ) ▶☎ & fax：0948-53-3337</p>

話し合いサークル「スイーツ飯塚」

対象者	18歳以上の知的障害者で自分たちらしく生きていくための話し合いや活動をしていきたい方
活動内容	飯塚市や嘉麻市に住む20歳代～40歳代中心に、『話し合い』や『レクレーション』をして仕事や生活の悩みや障害者の問題について意見を出しています。また自分たちで話し合い、自分たちのことは決めていこうとする知的障害の大会『ピープルファースト大会』に参加して、全国の仲間たちともつながりを持っています。 ○開催日時 原則として第4日曜日 ○開催時間 9時～12時 ○開催場所 主にサン・アビリティーズいづか
問い合わせ	▶連絡先 金子 正歩(かねこ まさほ) ▶☎&FAX 0948-28-3607

日本ダウン症協会(JDS)・福岡支部

対象者	ダウン症のお子さんや大人、その家族 活動に賛同していただける方や団体
活動内容	日本ダウン症協会(JDS)は、ダウン症の子どもや大人、その家族で作る組織です。全国に約5,200人の会員がいます。福岡支部では、福岡県内を中心に活動(会員相互の研修、親睦会、見学会、講演会等)しています。入会された方には、毎月、JDSニュース(会報冊子 全国版)と福岡版ニュースをお送りします。また、各種イベントの参加案内などもしています。 ○会費：会員会費 年額 10,000円 (ひとり親家庭 5,000円) 賛助会員会費：個人・年額 5,000円 団体・年額 10,000円 また、協会では、進学・就労・療育・生活指導などの各種相談を受けています。未入会の方でも相談できます。特に、新生児のご両親などはベテランの相談員に相談してみませんか?入会するか悩まれている方、入会前に試しに一度だけ懇親会等の見学が可能です。個人の情報は、厳守いたします。気軽にご連絡ください。
問い合わせ	▶連絡先(事務局) ☎ 090-2085-9590 E-mail: jdsfukuoka@yahoo.co.jp ▶ホームページ https://jdsfukuoka.jimdofree.com/ 問合せ・入会をご希望される方は、直接事務局へご連絡ください。

プラダー・ウィリー症候群児・者親の会「竹の子の会」九州支部

対象者	九州圏内在住のプラダー・ウィリー症候群児・者およびその家族
活動内容	プラダー・ウィリー症候群は、15番目の染色体異常による病気です。1万～1万5,000人に一人の確率で発症すると言われています。新生児期の筋緊張低下および哺乳障がい、幼児期からの過食と肥満、発達遅延、低身長、性腺機能不全などの特徴があります。成人してからは、さまざまな課題が現れます。九州支部は、沖縄から福岡まで現在40近くの家族が参加しています。年1回家族で集まって宿泊交流会をしています。赤ちゃんから成人まで、さまざまな年代の患児がいます。年2回会報を本部より発行。子育てガイドブックや2022年には、成人の親たちによる『母親たちの記録集2』を発行しました。
問い合わせ	▶代表者名 渡邊(わたなべ) ▶連絡先 ☎ 090-2505-7224 E-mail saki-w@mba.nifty.com ▶ホームページ http://pwstakenoko.org

音楽やスポーツなどサークル的な活動をしているグループ

Twinkle・cats (トゥインクル・キャッツ)

対象者	障がいのある方 音楽が好きな方や興味のある方
活動内容	Twinkle・cats(トゥインクル・キャッツ)は、障がい児・者のためのミュージックサークルです。社会参加として観客の前で発表することを目標に、日々練習をしています。観客の皆さんの前に出てたくさん拍手をいただきながら、子どもたちは少しずつ成長しています。本人の特性にあわせて、個別で指導をおこなっています。練習場所は、嘉麻市ですが市外の方も、ぜひ一緒に楽しみましょう。 ○練習回数：1、2週間に1回 ○活動内容：毎年8月「心のバリアフリー 愛いっぱいコンサート」(イヅココスモスモモンで開催)、地域のイベント、保育所や老人ホームでの演奏、チャリティーコンサートなど
問い合わせ	▶代表者名：古賀(こが) ☎ 090-3605-7376

ドリームキッズ

対象者	障がいのある子ども
活動内容	ドリームキッズは、障がいのある子どもとその家族のバスケットボールのチームです。仲間やボランティアさんと楽しく練習しています。 ○会 場：サン・アビリティーズいづか(飯塚市柏の森 956-4) ○日 時：毎週木曜日 午後6時30分～8時 ※ ボランティアさんを募集中です。
問い合わせ	▶代表者名：甲斐(かい) ▶電話番号：080-5202-3826

公益社団法人スペシャルオリンピックス日本・福岡アルペンスキープログラム

対象者	知的障がいのある6歳以上の方
活動内容	<p>スペシャルオリンピックス(SO)は、年間を通じたさまざまなオリンピック形式のスポーツのトレーニングと競技会を、知的障害のある人たちに提供しています。プログラムに参加することで、体力・技術・友情を培い、他のアスリートや家族、地域の人々と共に社会参加をしていくことを応援している国際的なスポーツ組織です。</p> <p>○会場 サンビレッジ茜 人工芝スキー場 (飯塚市山口 845-38) ○日時 日曜日(月2~3回) 午前10時~12時(SO行事により変更もあり) ○種目 アルペンスキー</p> <p>アルペンスキープログラムは現在、アスリート・コーチを募集しています。通常のトレーニングの他にも、夏の合宿や、冬に雪上(広島)での合宿等も行い、コーチ・ファミリー・アスリート皆で楽しく練習しています。さらに、スキー以外にも楽しいイベントを行っています。一度見学に来ませんか? お待ちしています。</p>
問い合わせ	<p>▶代表者名: スペシャルオリンピックス日本・福岡事務局 ▶住所: 福岡市博多区博多駅南 1-5-12 サンネットビル4階 ▶電話番号: 092-260-9273 ▶E-mail: fukuoka@son.or.jp ▶ホームページ: http://www.son-fukuoka.gr.jp/</p>

筑豊地区障がい者スポーツ指導員・奥村組

対象者	障がいのあるお子さん、または当事者で障がい者スポーツに興味がある方、体験やお手伝い(ボランティア)を希望する方、一緒に楽しみたい方
活動内容	<p>「筑豊地区障がい者スポーツ指導員・奥村組」は、「日本障がい者スポーツ指導者協議会」障害者スポーツ指導者、日本体育協会等各競技の資格を持った方々・競技者の方々が中心となり活動しています。奥村組の仲間は、施設職員・行政職員・特別支援学校教員・ヘルパー・看護師・一般社会人等さまざまな職種の方です。「誰もが出来るスポーツと一緒に楽しみたい」と集まっています。またスポーツを通して地域へ参加が出来るようにとお手伝いをしているボランティア仲間です。</p> <p>○現在、主に活動中のスポーツ教室(クラブ)紹介 1. バスケットボール教室 / クラブ: ドリームキッズ(詳細はp.60 参照のこと) 2. その他: 年・数回障がい者スポーツの体験教室(4~5種類) ふうせんバレー教室、フライングディスク</p> <p>主な、活動の場は、飯塚市・筑豊・北九州・福岡市・福岡県・九州・全国です。これからも、飯塚市を中心に各競技の活動を広げていきます。</p>
問い合わせ	▶代表者名: 奥村(おくむら) ☎ 090-7986-3061

ボウリング教室

対象者	障がいのあるお子さん、または当事者の方
活動内容	<p>障がいのある方たちのためのボウリング教室です。 日 時: 原則、毎週土曜日 会 場: 麻生塾ボウル(飯塚市柏の森 6-1)</p>
問い合わせ	▶代表者名: 藤原(ふじわら) ☎ 090-7837-0884

先輩ママからのメッセージ

14歳 男子
 自閉スペクトラム症
 注意欠如・多動症

『親だけ気付く違和感を相談できる安心感』

特別支援学級情緒クラス ASD、ADHD の中二男子の母です。

彼は保育所から毎日泣いて帰っており、そのことを先生に相談しても「大丈夫」、小学校に入学して集団行動が苦手な事を相談しても「大丈夫」と言われていたのですが、いろんなことが気になり、かかりつけの小児科の先生に相談し、療育センターの受診がはじまりました。

心理の先生から・正義感が強く0か100で判断してしまうこと・怒りのコントロールが苦手なことなどを詳しく説明していただきました。

3年生になり集団生活が難しくなり担任の先生やコーディネーター担当の先生と本人の困り感をもとに支援級の利用を話し合い、4年生から支援学級の利用が始まりました。その際も親では説明しきれない集団生活でのやり取りの難しさや困り感を療育センターの先生から手紙などで説明していただき、支援級の先生と親とが同じ理解のもと特性を理解し、何が必要かを共有することができました。

学校では先生方が忙しい中にもかかわらず学校での様子の共有、トラブルの振り返りやスケジュールの提示、本人との話し合いの時間を取って下さり、息子の弱いところや親である私の支援もしていただきました。

中学に入ってもその支援は、本人の成長に合うものに工夫して続けて下さっています。そんな中で彼との話で小学校の時の支援級での低学年の子たちの様子を思い出して、「俺もあんなに、言うことを聞かんやったんやね。先生もたいへんやったろうね。」と自分のことを振り返っていました。

彼がこんな振り返りが出来るようになり、穏やかに過ごせる時間が増えたのも安心して相談できる支援者の方々が情報共有をして下さり同じ方向性で支援して下さったからだと感謝しております。



12才 男子 脳性麻痺、医療ケア児

『ともに』

「まさか私が・・・障害児をもつお母さん方の中でよく聞く言葉です。私もその1人でした。

出産当日まで異常もなかったので健康で元気な子を産んだと思っていました。たくさんのチューブにつながれた我が子を初めて見た時は愛おしさと不安と信じがたい気持ちで色々な思いでいました。

すぐに医療行為の勉強が始まりました。その時相談員、保健師、リハビリ師、訪問看護師の方々が「私達も一緒に勉強させてください」と私以上にメモをとり時間を過ごさせていただいた事はとても心強かったです。

息子は私の戸惑い、不安、嫌な所もたくさん見てきたと思います。全介助で肉体的、精神的にもしんどい時もありますが息子の笑顔を見ると愛おしくてたまらないです。

素敵なママじゃなくてごめんねと思う日々もありますが、こんな私にでも息子は後追いをし何かを訴えかけてくれます。

私が笑うと笑い返してくれます。これ以上の幸せはありません。

療育やデイサービス等利用し息子が繋いでくれたご縁でたくさんの友人もできました。

成長過程はゆっくりな息子ですが日々携わってくれてる方やサポートしてくれる方のお陰で息子と私は笑い合って生きていけます。

11歳・女の子 脳性麻痺 重症心身障害児

『奇跡の子と呼ばれた娘』

我が家には小学五年生になる重症心身障害児にあたる脳性麻痺(次女)の娘がいます。

妊娠7ヶ月の時、急に破水しかかりつけの産婦人科へ行くと、常位体盤早期剥離と説明され、救急でNICUのある大きな病院へ運ばれました。後から聞いた話では、遅れていたら私(母親)も亡くなっていたほど深刻な状況だったそうです。

「生きていることが奇跡」と言われた娘は「寝たきりになるかもしれない。」と医者から告げられました。当時はショックのあまり記憶も途切れており、立ち直れないほど真っ暗な状態だったのを覚えています。

ですが、お医者さんや看護師、理学療法士、相談支援員などたくさんの方々の支えとサポートにより、徐々に「今、私が娘にしてあげられる精一杯のことをしよう」と前向きに考えられるようになっていきました。生後半年からリハビリ訓練、1歳半からは親子通園と、とにかく必死に続けていきました。

「寝たきりになるかも」と言われた娘でしたが、3歳を過ぎてからは少しずつですが歩行が出来るまでになりました。今でも言葉は出ず意思疎通が難しいところではありますが、娘は毎日元気に支援学校へ行き、帰りは放課後等デイで過ごさせていただき、たくさんの方の愛に包まれて、幸せそうに笑って過ごしています。

出産当時は大変な思いも辛い事も数えきれない程たくさんありましたが、一つひとつゆっくと壁と一緒に乗り越えてきました。

今では障がいも含め、娘の全てを受け入れられるようになり、心から「産まれて来てくれてありがとう」と日々感謝の気持ちでいっぱいです。また娘を支えてくださる方々、娘が繋いでくれたご縁にも本当に感謝しております。

まだまだ不安ももちろんありますが、周りの方々への感謝の気持ちを忘れずに、これからも焦らずゆっくり、娘と一緒に成長していこうと思います。



Special Support Guidebook

おわりに

このガイドブックは
「障がいのある子どもへの支援の内容が分かりづらい」
というある保護者のひとことが、きっかけとなり
2013年に生まれました。
作成にあたって保護者の皆さまや各関係機関の皆さま
などたくさんの方々からご意見をいただきました。
また、子育ての体験談や各施設の情報などを
多くの方々がこのガイドブックの作成に
ご協力くださいました。
ご協力いただいた皆さまに心よりお礼を申し上げます。

なお、このガイドブックに対するご意見など
ございましたら、下記までご連絡ください
ますようお願いいたします。

【問い合わせ】

飯塚市役所 社会・障がい福祉課

☎ 0948-22-5500(内線 1156、1157)

fax 0948-21-6356

E-mail shakai@city.iizuka.lg.jp





スペシャルサポートガイドブック 2024

- 初版発行：2013年3月
- 改訂：2024年3月
- 発行：飯塚市
- 協力：ほれぼれの会(障がいを考える会)
筑豊子育てネットワーク「かてて！」
Warm Blue IIZUKA 実行委員会
Newbornphotography.rapirapi.